

総務委員会

8月6日(水)、茨城県トラック総合会館において、令和7年度第2回総務委員会を開催し、来年開催の第69回関東トラック事業者大会、熱中症防止対策助成金交付要綱の制定、令和7年度「トラック運送業界の将来を考える特別検討委員会」の委員推薦について審議し、了承されました。

なお、第69回関東トラック事業者大会は、茨城県が当番であることから、今後は総務委員による実行委員会を立ち上げ、準備を進めていくこととなりました。



事故防止・物流DX展示会&セミナー

8月5日(火)、茨城県トラック総合会館において、「事故防止・物流DX展示セミナー」を開催し、103名が参加しました。

展示会では、物流DX対応のIT機器、運送業向け各種システム等を扱う国内25社が出展しました。

また、物流企業・メーカー7社が、午前の部では「給与体系見直しからデジタコデータ活用まで!」と題した講演を行い、午後の部では「業務前自動点呼活用セミナー」を開き、会員事業者が気軽に参加できる有意義な機会となりました。



健康経営セミナー

8月21日(木)、茨城県トラック総合会館において、アクサ生命㈱と共催で「健康経営セミナー」を開催し、22社24名が参加しました。

セミナーでは、稲田社労士事務所・東京管理協会代表、㈱いなだコンサルティング代表取締役の稲田耕平氏を講師にお招きし、「～Beyond 2024年問題～ 人材不足を解消する!! 魅力ある会社づくりを目指す労務管理」について講演していただきました。2024年問題に関する確認、労働時間の改善と生産性向上、人材定着、健康経営の推進等の取り組み事例について詳しく説明を受けました。

続いて、全国健康保険協会茨城支部の根田智也氏より「協会けんぽ茨城支部の健康宣言事業」について、説明をいただきました。

参加者は、最後まで真剣に受講していました。



【交通・環境対策委員会】（大塚博担当副会長、小坏正広委員長）

8月5日（火）、茨城県トラック総合会館において、第2回交通環境委員会を開催しました。下記議題について審議し、原案のとおり承認されました。

【議題】

- (1) 正・副委員長の選任について
- (2) 令和7年度委員会事業について
- (3) 令和7年度交通事故防止コンクール実施要領について
- (4) 秋の全国交通安全運動に係る広報活動の実施について
- (5) その他



また、正・副委員長については、次のとおり選任されました。

委員長	小坏 正広 氏	(株)藤井運送	(新任)
副委員長	箱守 伸夫 氏	丸関運輸(株)	(再任)
//	弓山 智廣 氏	(株)丸ト	(再任)

【女性部会 第2回役員会・第1回勉強会】（飯島智佳子部会長）

8月22日（金）、茨城県トラック総合会館において、第2回役員会を開催しました。下記議題について審議し、原案のとおり承認されました。

【議題】

- (1) 行事予定について
 - ①交通安全キャンペーンについて
 - ②視察研修会について
 - ③関東ブロック女性協議会研修会について
 - ④正副部会長会議について
- (2) その他
 - ①令和8年度行事予定について



役員会

また、第1回勉強会を開催し、飯島部会長の挨拶の後、小倉会長からも挨拶をいただきました。

六興実業(株)代表取締役の段林修平氏を講師に迎え、今後の勉強会における「テーマ選定」を行いました。

女性部会では今後、会社経営における課題解決に向けた勉強会を計4回実施する予定です。



勉強会

令和7年度整備管理者選任後研修会の開催について

この度、関東運輸局茨城運輸支局の主催により、標記研修会が下記の通り開催されますので、ご案内致します。

この研修会は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条に基づき整備管理者の受講が義務付けられていますので、対象者は必ず受講願います。

記

1. 受講対象者

- (1) 運送事業者において現在選任されている整備管理者であって、昨年度の当研修を受講していない方
- (2) 今年度、新たに運送事業者の整備管理者に選任された方（選任年度もしくは次年度に受講して下さい。）

※整備管理補助者の方は、受講対象外のため受講する必要はありません。

2. 受講申込方法

事前申込制です。※令和6年度より予約システムでの申込へ変更となりました。

受講希望の方は、別紙研修会期日等を確認の上、ご希望の日程の1週間前までに下記のサイトからお申込みください。（※申込状況によっては、1週間前までにお申込みいただきましてもご希望に添えない場合があります。）

なお、ネット環境が無く事前申込の困難な方は、茨城運輸支局へご相談ください。

○運輸局研修予約システム <https://seminar-reservation.jp/seminar>

※受付開始は8月31日です。

3. 研修会期日等

別紙記載のとおり

4. 研修時間

受付時間 12時15分 ～ 13時30分（必ず本人が受付して下さい）
研修時間 13時30分 ～ 16時20分（遅刻は受講不可）

5. 持参するもの

整備管理者手帳・筆記用具

6. 費用等

○資料代：協会員は茨城県トラック協会より全額助成致します。

（ただし、手帳を交付の方は500円負担となります。）

○整備管理者手帳の交付を希望する方（初めての方、再交付の方）

① 写真1枚 縦3.5cm×横3.0cm ② 交付料 500円

別紙

令和7年度整備管理者選任後研修会期日等

期 日	会 場	予定人数	受付時間	研修時間
10月24日 (金)	茨城県トラック総合会館 水戸市見川町2440-1 TEL 029-303-6363	300人	12:15～13:30	13:30～16:20
11月4日 (火)	茨城県トラック総合会館 水戸市見川町2440-1 TEL 029-303-6363	300人	12:15～13:30	13:30～16:20
11月11日 (火)	茨城県トラック総合会館 水戸市見川町2440-1 TEL 029-303-6363	300人	12:15～13:30	13:30～16:20
11月27日 (木)	茨城県トラック総合会館 水戸市見川町2440-1 TEL 029-303-6363	300人	12:15～13:30	13:30～16:20
12月4日 (木)	茨城県トラック総合会館 水戸市見川町2440-1 TEL 029-303-6363	300人	12:15～13:30	13:30～16:20
12月12日 (金)	茨城県トラック総合会館 水戸市見川町2440-1 TEL 029-303-6363	300人	12:15～13:30	13:30～16:20

【留意点】 受付(必ず本人が受付して下さい)
研修(遅刻や早退、代理受講や中抜けは認めません)

本件に関する問合せ先

茨城運輸支局 保安担当 TEL: 029-247-5348 音声ガイダンス「3」

自動車整備関係研修 オンライン予約の概要

オンライン予約のポイント

- ✓どなたでも無料でご利用いただけます
- ✓ご予約はスマートフォン、パソコンどちらでも利用可能です
- ✓団体の申し込みにも対応しています

オンライン予約対象の研修

オンラインで対応しているのは、下記の2つの研修となります。

■整備管理者研修（選任前） ■整備管理者研修（選任後）

注意事項

- ・ご利用にはメールアドレスが必要となります。
- ・運輸支局によって申し込み可能な研修が異なります。詳しくは運輸支局のホームページでご確認ください。

オンライン予約サイトのアクセス

- パソコン 各支局HPのリンクよりアクセスするか、下記URLを入力ください。
<https://seminar-reservation.jp/seminar>
- スマートフォン QRコードを読み込んでください。



予約サイトのご利用方法は次のページをご覧ください

操作方法の不明点は下記お電話番号にお問い合わせください。
自動車整備関係研修オンライン予約受付事務局：0120-949-599(土曜、日曜・祝日を除く 8:30～17:15)

※上記問い合わせ先では研修内容等についてはお答えできませんので、
研修内容については各支局にお問い合わせください。

オンライン予約サイトの利用方法

受講希望研修の選択

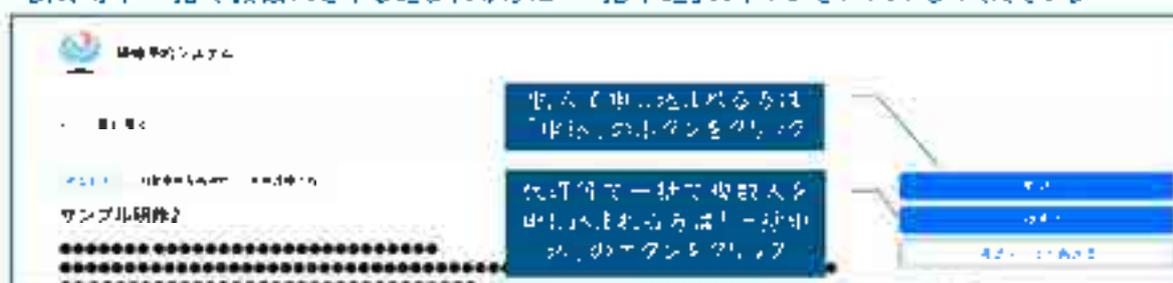
下記の①～⑤の手順で希望する研修を選択してください。



受講希望研修の申し込み方法の選択

個人で申し込まれる方は「申込」のボタンをクリックしてください。

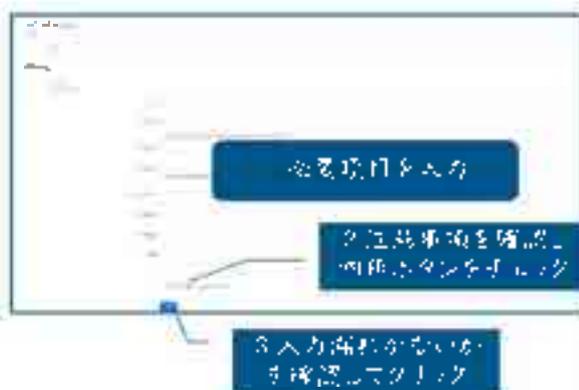
団体等が一括で複数人を申し込まれる方は「一括申込」のボタンをクリックしてください。



必要情報の入力・申し込み

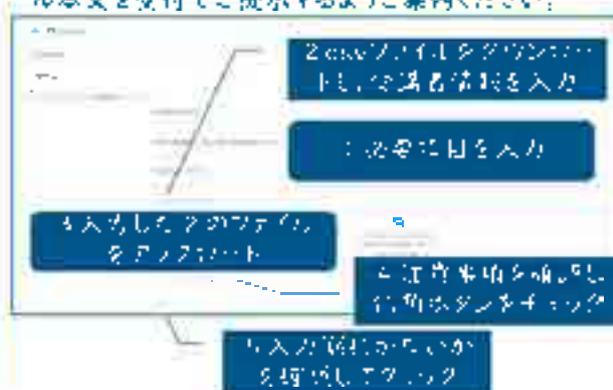
【個人での申し込み】

下記の①～③の手順で申し込みに必要な情報を入力してください。
登録したメールアドレスにシステムから通知がきますので、本登録をしてください。
本登録後に登録したメールアドレスに受講票が届きます。研修当日は受講票(メール)を印刷するかメール本文を受付でご提示ください。



【一括で複数人の申し込み】

受講者情報はcsvファイルをダウンロードし、必要な情報を入力してファイルをアップロードください。
申し込み後に登録した各人のメールアドレスに受講票が届きます。システムから通知がきますので、本登録をするようご案内ください。
本登録後に登録したメールアドレスに受講票が届きます。研修当日は受講票(メール)を印刷するかメール本文を受付でご提示するようご案内ください。



トラック運送事業者のための人材確保・労務環境改善セミナーの開催について

物流の2024年問題を契機に、物流業界ではドライバー不足や高齢化、長時間労働の是正といった構造的課題が一層深刻さを増しています。場当たりの人材採用では、もはや人材の確保や定着は困難であり、抜本的な見直しが求められています。こうした状況に対応するには、働きやすく魅力ある職場づくりと、将来を見据えた戦略的な労務管理が不可欠です。人材が集まり、育ち、そして定着する職場を実現することは、企業の持続的成長に直結する重要な経営課題となっています。

このような状況の中で、最新の業界動向や法制度の変化を踏まえつつ、実際の企業で進む先進的な取り組みや改善策を具体的にご紹介します。処遇の見直し、柔軟な勤務体制の導入、現場と経営層の連携強化といった実効性ある施策について理解を深め、自社に応じた実践への手がかりを得ていただくことを目的とする標記セミナーを下記の日程により開催いたします。

つきましては、参加ご希望の方は、申込書にご記入の上、10月9日(木)までにFAXまたは、セミナー予約システムにてお申込み下さい。

※セミナー予約システム『<https://seminar.ibatokyo.or.jp/>』

記

1. 日 時 令和7年10月17日(金) 13時30分～15時30分まで
(受付13時から)
2. 場 所 茨城県トラック総合会館 研修室
3. 講 師 株式会社コヤマ経営 代表取締役 小山 雅敬 氏
4. 内 容 ①運転者人材等の採用
②人材が定着するための労働環境の整備
③人材確保・定着、働き方改革等に対する助成金
④人材採用、定着、法令活用におけるAI活用
5. 受講者枠 100名(先着順)
6. 問合せ先 茨城県トラック協会 業務部 飯島 電話：029-303-6363

トラック運送事業者のための人材確保・労務環境改善セミナー参加申込書

令和7年 月 日

茨城県トラック協会 あて

FAX：029-243-5936

会社名 住所 連絡先	
参加者	氏名 役職
参加者	氏名 役職

過労死等防止対策セミナーの開催について ～健康起因事故の削減を目指して～

本セミナーでは、過労死や健康起因事故を引き起こす原因となる病気（心臓疾患、脳血管疾患、SAS）について知り、生活習慣病の予防方法を学ぶとともに、健康チェックシート等を用いた小集団による意見交換を行い、新たな気づきを得ることにより、事業者の取り組みを促し、過労死等の防止並びに健康起因事故の削減を図ることを目的に下記のとおり開催致します。

つきましては、参加ご希望の方は、申込書にご記入の上、11月5日(水)までにFAX、またはセミナー予約システム(<https://seminar.ibatokyo.or.jp>)にて必要事項を入力の上、お申込み下さい。

記

1. 日 時 令和7年11月18日(火) 13:30～16:30(受付13時～)
2. 場 所 茨城県トラック総合会館 研修室
3. 内 容
 - (1) 座学
 - 過労死等と健康起因事故の現状
 - 健康起因事故に対する国の動向
 - 生活習慣の改善
 - (2) グループワーク
 - トラックドライバーの生活習慣改善方法を考える
 - (3) 個人ワーク・座学
 - 健康チェックシートの使用方法と解説
 - (4) グループワーク
 - 健康管理の取り組み確認について
 - (5) 座学
 - 健康管理の取り組み状況 資料集の確認
4. 講 師 SOMPOリスクマネジメント株式会社
5. 対 象 者 経営者及び運行管理者等
6. 受講者枠 64名(先着順。定員になり次第、締め切ります。)
 - ※1事業者2名を限度とします。
7. 携 行 品 名刺1枚・筆記用具
8. 注意事項
 - ・受講当日のマスク持参、着用は個人の判断にお任せしております。
 - ※2026年度Gマーク申請及び更新時の加点対象のセミナーとなります。
(管理者、運転者共に3点)

◆問合せ先 茨城県トラック協会 業務部 猪瀬
電話：029-303-6363

茨城県トラック協会 業務部 宛
FAX: 029-243-5936

令和7年 月 日

過労死等防止対策セミナー
～健康起因事故の削減を目指して～
参加申込書

会社名・営業所名		
会社所在地		〒
電話番号		
FAX 番号		
受講者 ①	所属・役職	
	氏 名	
受講者 ②	所属・役職	
	氏 名	

〈締 切 日〉 令和7年11月5日（水曜日）

※ただし、定員64名になり次第、締め切らせていただきます。

国自貨第285号
令和7年8月25日

公益社団法人

全日本トラック協会

会長 寺岡 洋一 殿

国土交通大臣

中野 洋昌

(公印省略)

トラック運送業における価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）

平素より、国土交通行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立ち、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるために、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが重要です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化にも繋がるものです。

また、令和7年1月に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」では、石破総理より、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一扫に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、指示がありました。

こうした点を踏まえ、貴団体におかれては、本要請文を傘下会員の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

また、貴団体から周知・依頼を受けた個々の事業者におかれましては、経営者・代表者、運賃交渉担当の幹部の方から、現場の運賃交渉担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 下請法・下請振興法の改正内容に関する傘下会員への周知

令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、5月23日に公布されました。今後、下請法は中小受託取引適正化法（取適法）、下請振興法は受託中小企業振興法（振興法）が通称となります。両法は、令和8年1月1日に施行されるため、改正内容について早期に理解を深めていただくことが重要です。

つきましては、(別添)「下請法・下請振興法改正法について」について、傘下会員への周知をお願いいたします。今後、国土交通省や地域ごとの説明会も開催していく予定ですので御参加いただければ幸いです。

(中小受託取引適正化法のポイント)

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定の禁止
- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止
- 発荷主からトラック事業者への運送委託を対象取引に追加
- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加
- 事業所管省庁の主務大臣（国土交通大臣）に指導・助言権限を付与
- 「報復措置の禁止」の申告先に主務大臣（国土交通大臣（※））を追加
- ※ トラック・物流Gメンへ申告しやすい環境を整備

(受託中小企業振興法のポイント)

- 発荷主からトラック事業者への運送委託を対象取引に追加
- 資本金基準に加え、従業員数基準を適用基準に追加
- 多段階の事業者の共同での振興事業計画作成が可能に
- 国及び地方公共団体の責務規定の追加
- 主務大臣（国土交通大臣）に、より具体的措置をとるべきことを「勧奨」する権限を付与

2. 自主行動計画や取引適正化ガイドラインの改正、商慣習の見直し、パートナーシップ構築宣言

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画及び取引適正化ガイドラインを策定しているトラック運送業界におかれましては、今般の法改正も踏まえまして、自主行動計画の内容の見直し及び国が策定した取引適正化ガイドラインの見直しへの協力をお願いいたします。また、重ねてのお願いにはなりますが、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改善をお願いいたします。

(参考) 内閣官房ホームページ

- ・下請適正取引等推進のためのガイドライン策定業種（21種類）（令和7年6月時点）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo_wg/dai8/siryou6.pdf

- ・取引適正化に向けた自主行動計画策定団体（30業種80団体）（令和7年6月時点）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo_wg/dai8/siryou7.pdf

3. 間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討

中小企業庁によれば、企業への調査・ヒアリングを通じ、「近年の物価上昇を受けて、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費が上昇しているが、価格交渉において価格転嫁が認めてもらえない。」との声が多く寄せられています。

すでに、エネルギー価格や労務費の転嫁については、重ねてのお願いを申し上げているところですが、それ以外にも、トラック運送業界におかれましては、運行管理者や整備管理者等の人件費、ドライバーに対する指導教育費、事務所運営費等の間接的な経費につきましても、取引実態等に照らし、傘下企業において価格転嫁・交渉の対象としていただきますようお願いいたします。

4. トラック運送業界内における価格転嫁及び賃上げの取組

トラックドライバーの賃上げのための価格転嫁・取引適正化については、荷主側のみなならず、トラック運送業界内においても、取り組める余地があるとの認識の下、

- ・元請事業者をはじめとする他の事業者へに運送委託を行う全てのトラック事業者は、改正物流法の着実な履行、多重取引構造を当然とする商習慣の見直し、実運送事業者のコストを勘案した価格決定をしていただくこと
- ・全てのトラック事業者は、労務費指針の趣旨を踏まえ、少なくとも運賃収入の上昇分は、トラックドライバーの給与の引き上げに確実に反映いただくこと

について、引き続き、積極的かつ自主的な取組を進めていただくようお願いいたします。

以上

経済産業省

公 印 省 略
20250827中第1号
令和7年8月27日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣 武藤 容治

(周知依頼)

2025年9月「価格交渉促進月間」の実施について

平素より、経済産業政策の推進及び取引適正化に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

物価高が継続する中、物価上昇に負けない大幅な賃上げを成し遂げていくため、原資の確保が不可欠であり、より一層の価格転嫁、取引適正化が重要です。

米国の関税措置による影響等が不透明な中にあっても、30年間続いた停滞から脱却し、継続的な賃上げが実現する成長型の経済に転換するためには、価格転嫁、取引適正化の取組を継続していく必要があります。これまで、官民を挙げて推進してきたサプライチェーン全体での取引適正化の取組を継続していけるよう、引き続き十分な配慮をお願いいたします。この9月は、2025年度下期の価格改定時期を迎える企業も多く、価格交渉・価格転嫁にとって大事な時期となりますので、何卒御協力ください。

価格転嫁の現状をみると、受注企業が、「コスト上昇額のうち価格転嫁できた額」の割合は、未だに5割程度となっており、一層の転嫁率の向上が課題です。政府としては、2021年9月以来、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」（以下、「月間」という）と位置づけ、「月間」終了後に、受注側中小企業の皆様を対象に、価格交渉・転嫁等の状況についてアンケート調査等を実施し、その結果を公表しています。

また、取組状況が芳しくない発注企業トップに対しては、下請中小企業振興法に基づき、事業所管大臣名での指導・助言を行い、自発的な改善を促しています。さらに、本年9月以降、「価格交渉促進月間」に基づくアンケート調査や、下請Gメンによるヒアリング情報を活用し、迅速な注意喚起を実施します。

貴団体におかれては、本要請文を会員企業の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について御依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた企業におかれては、代表者の方から現場の調達担当の方々まで本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 価格交渉及び価格転嫁への積極的な対応

発注者におかれては、サプライチェーン全体の競争力向上や、成長型経済に向けた取引適正化のため、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」に則り、受注側中小企業からの価格交渉の申し出には遅滞なく応じ、価格転嫁に積極的に応じる等、適切に対応すること。

受注側中小企業におかれては、発注者に対し、積極的に価格交渉を申し出るとともに、「下請かけこみ寺」や、よろず支援拠点「価格転嫁サポート窓口」といった相談窓口を活用すること。

2. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知、積極的な活用

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（2023年11月、内閣官房・公正取引委員会作成。以下「指針」という。）の内容について、価格交渉の場において積極的に活用すること。

具体的には、

- (1) 発注者におかれては、「指針」に基づいて、受注者側からの申し出がなくとも、定期的に発注者から協議の場を設け、受注側中小企業との価格交渉に応じるとともに、当該受注側中小企業に対して、さらにその先の受注企業に対しても、価格交渉・価格転嫁を行うよう促すこと。
- (2) 受注側中小企業におかれては、「指針」を価格交渉の材料として活用すること。

3. フォローアップ調査に対する御協力（受注側中小企業の皆様）

9月下旬以降、受注側中小企業の皆様を対象に実施を予定している、下記内容の調査の依頼があった場合、対象となった方におかれては、積極的に回答すること。

(1) アンケート調査

受注側中小企業30万社が調査対象。その対象者は、主要な発注者（最大3社。国・地方自治体も含む）との価格交渉や価格転嫁、支払条件（手形等の利用）の状況について回答。

(2) 下請Gメンによる重点的なヒアリング

受注側中小企業2000社程度へのヒアリング。価格交渉や価格転嫁の実態を聴取。

なお、本調査の結果に基づき、発注者ごとの価格交渉・価格転嫁の取組状況を公表するとともに、その結果が芳しくない発注企業に対しては、下請中小企業振興法に基づく事業所管大臣名での指導・助言や、迅速な注意喚起を実施する等、発注者における自発的な取引方針の改善を促す上での重要な情報となるため、調査の対象となった方におかれては、可能な限り正確、かつ、詳細に本調査に回答すること。

4. 下請法・下請中小企業振興法の改正内容に関する周知

令和7年5月16日に成立・同月23日に公布された「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の施行（令和8年1月1日）を見据え、改正内容について早期に理解を深めていただくため、加盟企業への周知を行うこと。

(1) 中小受託取引適正化法のポイント

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定の禁止
- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止
- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加
- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加
- 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与

(2) 受託中小企業振興法のポイント

- 対象取引に、運送委託を追加
- 資本金基準に加え、従業員数基準を適用基準に追加
- 多段階の事業者の共同での振興事業計画作成が可能に
- 国及び地方公共団体の責務規定の追加
- 主務大臣に、より具体的措置をとるべきことを「勧奨」する権限を付与

5. パートナーシップ構築宣言への参加

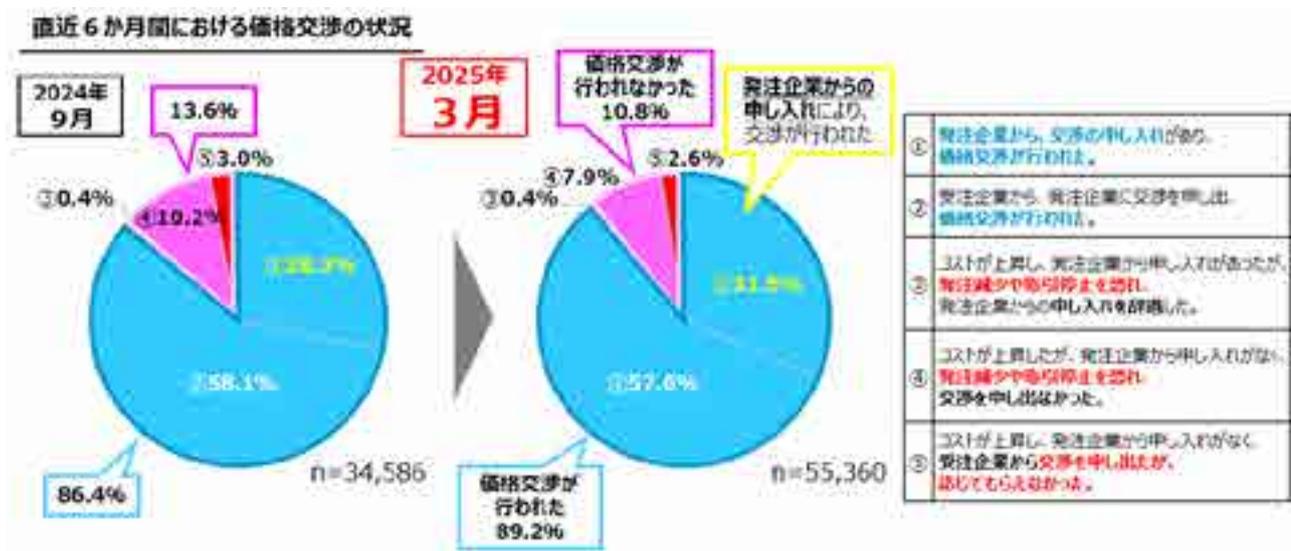
サプライチェーン全体の価値の増大、共存共栄を目指すことを目的として、政府が推進する「パートナーシップ構築宣言」に未参加の企業におかれては、参加について検討すること。

既に宣言されている企業におかれては、自社のパートナーシップ構築宣言について、調達担当の方々へ、一層の浸透を図ること。

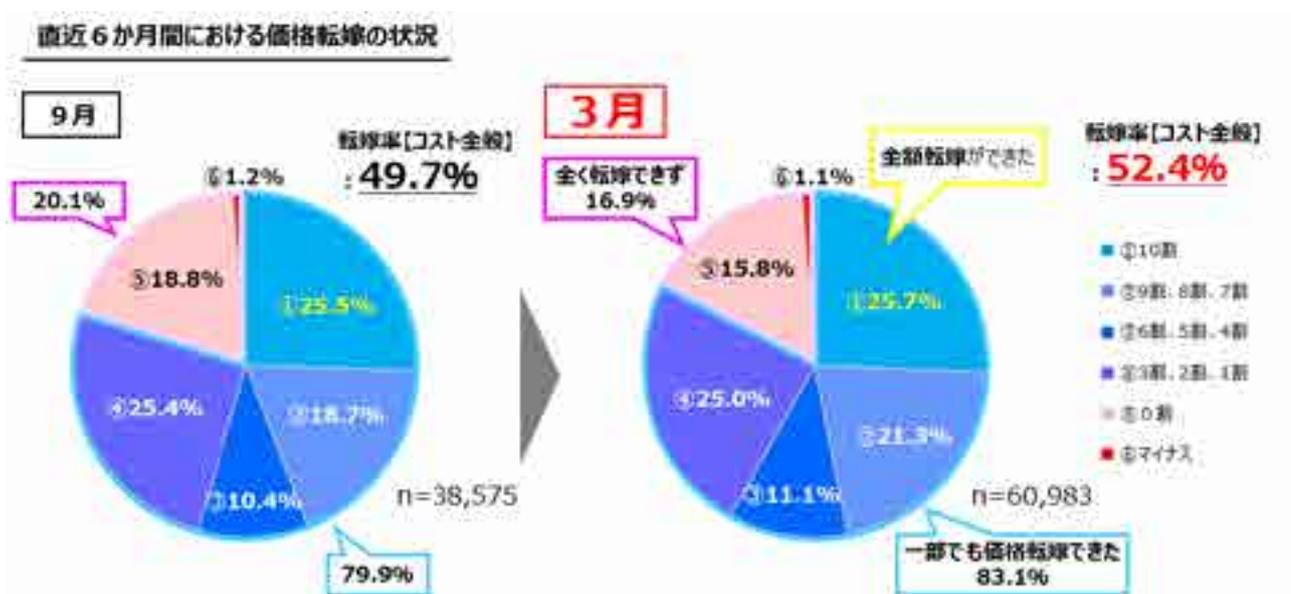
以上

【参考1】2025年3月「価格交渉促進月間」フォローアップ調査の結果

① 価格交渉



② 価格転嫁



大型自動車（事業用・自家用）に乗られる皆さんへ

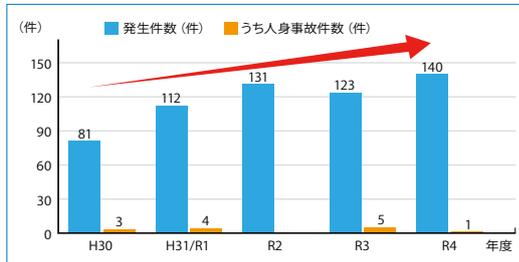
重大事故を防ぐため、適切な点検整備の実施を!

大型自動車は、事故が起こると重大な被害につながりかねません。
日頃の点検整備を徹底し、安全な車社会の形成に、ご協力をお願いいたします。



大型自動車の車輪脱落事故

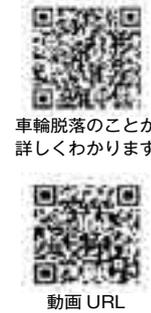
! 事故件数は、近年増加



! 歩行者にぶつかれば
大事故になりかねません



車輪脱落事故啓発動画より (R2. 国交省作成)



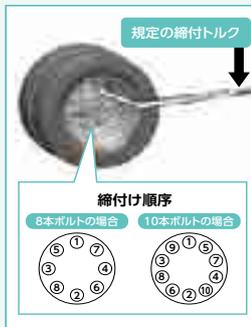
車輪脱落のことが詳しくわかります
動画 URL

以下に特にご留意を!
※ISO規格の例のみ示しています

日常点検時

● 増し締め

きちんと締め付けを行っても、走行すると初期なじみにより締め付け力が低下します。50～100キロほど走行したら、規定トルクで増し締めを。



● ゆるみの確認

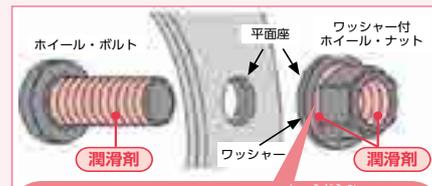
いずれかの方法で、緩みがないか日常的に確認しましょう。

打音点検	目視点検
<p>○点検ハンマ</p> <p>ナットが締る方向に叩く</p>	<p>○ホイール・ナットへのマーキング</p> <p>○ホイール・ナットの回転を指示するインジケータ類の装着</p>

車輪脱着時

● 清掃・潤滑剤の塗布

十分な締め付け力を得るため、各部を清掃後、赤色の箇所^{しゅうどうぶ}に潤滑剤（エンジンオイル等）を薄くぬってください。



ナットとワッシャーの間（^{しゅうどうぶ}摺動部）に、潤滑剤を忘れず塗ってください!

清掃し、潤滑剤を塗布してもスムーズに回転しない場合は、ナットを交換してください。



劣化がひどいものは交換を!

車両火災 事故



! 事故はバス・トラックともに発生していますが、特にバスでは、乗客を巻き込む重大事故につながりかねません
 下記のような前兆が見られたら速やかに停車し、異常の有無を確認してください

車両火災のことが詳しくわかります
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-3/>



異常箇所	症 状
加速	普段より加速しづらい・減速しやすい
ブレーキの効き	普段より効きづらい
振動	ハンドルが異常に振動したり、ハンドルを取られたりする
音、臭い	聞き慣れない音がする ゴムや樹脂が焼けたような臭いがする
煙	白煙や黒煙が発生している
電気機器	異常な作動を起こしたり、ヒューズが切れたりする
警告灯	警告灯が点灯する、警報ブザーが鳴る

大型自動車の点検整備・車検と事業用自動車の行政処分



行政処分基準 (令和2年3月時点)

① 日常点検の未実施

<初違反> : 警告 ~ 5日 × 違反台数
 <再違反> : 3日 ~ 10日 × 違反台数

② 定期点検整備の未実施

<初違反> : 警告 ~ 10日 × 違反台数
 <再違反> : 5日 ~ 20日 × 違反台数

■ 推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■ 後援：内閣府 警察庁 環境省
 ■ 協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本自動車運搬 一般社団法人 全国自家用自動車協会 公益社団法人 日本バス協会
 公益社団法人 全日本トラック協会 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 一般社団法人 全国レンタカー協会 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会
 一般社団法人 自動車検査登録情報協会 公益財団法人 日本自動車教育振興財団 一般社団法人 日本損害保険協会 全国共済農業協同組合連合会 全国労働者共済生活協同組合連合会
 一般社団法人 日本自動車部品工業会 全日本自動車部品卸商協同組合 全国自動車電装品整備工組合連合会 一般社団法人 自動車用品小売業協会 一般社団法人 電池工業会
 全国ディーゼルポンプ振興会連合会 日本自動車車体整備協同組合連合会 一般社団法人 日本自動車車体工業会 全国タイヤ商工協同組合連合会 全国自動車部品販売店連合会
 一般社団法人 日本自動車部品協会 全国オートバイ協同組合連合会 (順不同)



●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。 **点検・整備** **検索** www.tenken-seibi.com

補助対象事業者・補助対象機器(システム・車両)

補助対象事業者 ○:単独申請・共同申請とも可 △:共同申請のみ可

システム/車両	貨物自動車運送事業者	第二種運送利用運送事業者	自動車トラック事業者	荷主等	リース事業者
車両動態管理システム・予約受付システム等又は配車計画システム	○	○	○	△	△
予約受付システム等	○	○	○	○	△
配車計画システム	○	○	○	○	△
ダブル連結トラック	○	○	○	△	△
スワップボディコンテナ車両	○	○	○	△	△

補助対象システム・車両

補助対象システム	補助率	補助金上限額及び取組車両の下限・上限台数
車両動態管理システム	定額(1/2以内) ^{※1}	上限額14万円/台×上限30台/事業者 上限台数の規制措置あり ^{※2}
予約受付システム ASNシステム 受注情報事前確認システム パレット等管理システム パレタイズシステム	定額(1/2以内)	上限額4千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
配車計画システム	定額(1/2以内)	上限額5千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
AI-IoTによるシステム連携ツール	定額(1/2以内)	上限額4千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
ダブル連結トラック	定額 (1/2以内) ^{※4}	上限額1千万円/台×上限10台/事業者
スワップボディコンテナ車両	定額 (1/2以内) ^{※4}	上限額1千万円/台×上限10台/事業者 (台数は上限3基/台)

※1(「定額(1/2)」とは、定額(補助金上限額)と補助対象経費×1/2のいずれか低い額を補助金額とすること。 ※2(運送措置対象車両(即ち化石トラック及び管工手法に基づく自動車運送目標基準(2025年度目標)を満たすトラック)については、1事業者あたりの上限台数に含まないこととする。ただし、1事業者あたりの上限台数は運送措置対象車両を含めて最大60台とする。 ※3(予約受付システム等または配車計画システム単独の申請の場合については、少なくとも車両5台以上による取組実施を必須とする。(車両動態管理システムとの連携による導入の場合は車両5台未満の申請も可) ※4(トン・キロあたりの燃料削減率の計画値が10.0%以上の場合は補助率を1/2以内、10.0%～1.0%以上未満の場合は補助率を1/3以内とする。)

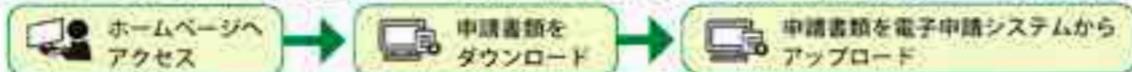
荷主等による単独の申請が可能です！

※車両動態管理システムとの連携は必須ではありません。

～令和7年度より～補助対象となるパレタイズシステムの定義に、「パレット又はトラック荷台への積み付け計画システム及び自動積み込みシステム」が追加されました。

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、電子申請システムからアップロードしてください。



公募申請受付期間

公募回	申請受付開始	申請受付終了	募集終了期間
3次	令和7年8月29日(金) 14:00	令和7年9月8日(月) 16:00	令和7年12月19日(金)

- ・ 発注や契約は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前出発注・契約は補助対象外です。
- ・ 募集終了期間までに取組内容と省エネ効果の結果及び車両運行データ等の報告が必要となります。

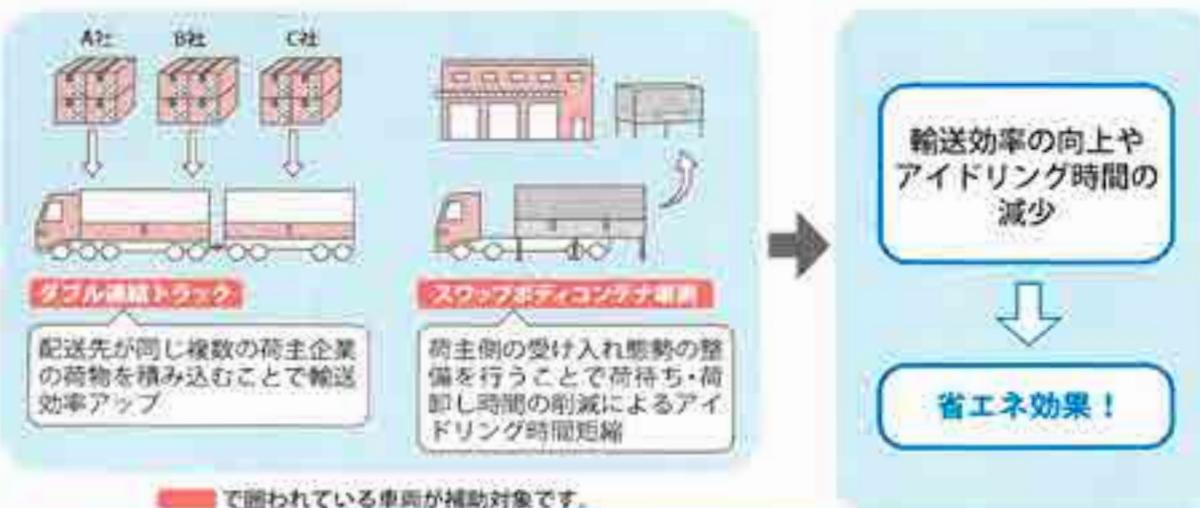
令和7年度運輸部門エネルギー使用合理化・
非化石エネルギー転換推進事業費補助金(トラック輸送省エネ化推進事業)
※経済産業省・国土交通省の連携による国庫補助事業

ダブル連結トラック・ スワップボディコンテナ車両の活用 を検討されている皆様への補助

補助対象車両・荷主連携イメージ



- ・補助対象となるシステム・車両を活用したトラック事業者と荷主等との連携による輸送効率化の取組が対象となります。
- ・取組による省エネ効果(トンキロあたりの燃料削減率)3%以上の計画立案と達成が条件です。
※但し、トン・キロあたりの燃料削減率により補助率が異なります。



補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください

トラック輸送省エネ化推進事業事務局

TEL : 050-5799-8523 【受付時間】平日10:00～17:00
(12～13時、土日祝日・年末年始は除く)

mail : truck_hojokin@07.pacific-hojo.jp

H P : https://www.pacific-hojo.jp/



執行団体：パシフィックコンサルタンツ株式会社、パシフィックリブサービス株式会社

補助対象事業者・補助対象機器(システム・車両)

補助対象事業者 ○:単独申請・共同申請とも可 △:共同申請のみ可

システム/車両		貨物自動車運送事業者	第二種貨物自動車運送事業者	農業用トラック事業者	地主等	リース事業者
車両動態管理システム(予約受付システム等又は配車計画システム)	AI・IoTによるシステム連携ツール	○	○	○	△	△
予約受付システム等		○	○	○	○	△
配車計画システム		○	○	○	○	△
ダブル連結トラック		○	○	○	△	△
スワップボディコンテナ車両		○	○	○	△	△

補助対象システム・車両

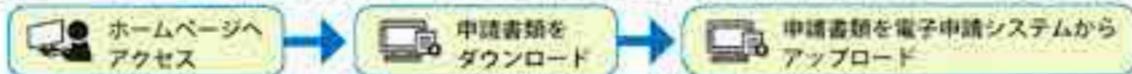
補助対象システム	補助率	補助率上限及び補助対象の下限・上限台数
車両動態管理システム	定額(1/2以内) ^{※1}	上限額14万円/台×上限30台/事業者 上限台数の繰上処理あり ^{※2}
予約受付システム		
ASINシステム	定額(1/2以内)	上限額4千円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
受注情報事前確認システム		
パレット等管理システム		
パレタイズシステム	定額(1/2以内)	上限額5千円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
配車計画システム	定額(1/2以内)	上限額4千円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
AI・IoTによるシステム連携ツール	定額(1/2以内)	上限額5万円/事業者
ダブル連結トラック	定額(1/2以内) ^{※4}	上限額1千万円/台×上限10台/事業者
スワップボディコンテナ車両	定額(1/2以内) ^{※4}	上限額1千万円/台×上限10台/事業者 (台は上限3車/台)

- ※1:「定額(1/2)」とは、定額(補助率上限額)と補助対象費×1/2のいずれか低い額を補助金額とすることをいう。
- ※2:優遇措置対象車両(準化石トラック及び省エネ法に基づく自動車燃費目標基準(2025年度目標)を満たすトレッカー)については、1事業者あたりの上限台数に含まないこととする。ただし、1事業者あたりの上限台数は優遇措置対象車両を直して最大50台までとする。
- ※3:予約受付システム等または配車計画システム単独の申請の場合については、少なくとも車両5台以上による取組実施を必須とする。(車両動態管理システムとの連携による導入の場合は車両5台未満の申請も可)
- ※4:トンキロあたりの燃料削減率の計画値が10.0%以上の場合は補助率を1/2以内、10.0%未満〜3.0%以上の場合は補助率を1/3以内とする。

交付決定前の令和7年4月4日以降に新車登録された車両も補助対象となりました!

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、電子申請システムからアップロードしてください。



公募申請受付期間

公募回	申請受付開始	申請受付終了	募集終了時期
3次	令和7年8月29日(金) 14:00	令和7年9月8日(月) 16:00	令和7年12月19日(金)

- ・高輸送効率車両の導入に際しては、交付決定前であっても令和7年4月4日以降に新車登録された車両も補助対象となります。
- ・事業完了期間までに取組内容と省エネ効果の結果及び車両運行データ等の報告が必要となります。

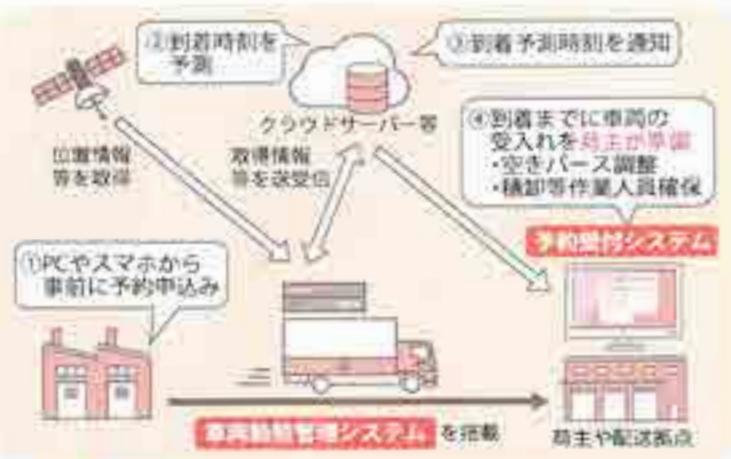
令和7年度運輸部門エネルギー使用合理化・
非化石エネルギー転換推進事業費補助金(トラック輸送省エネ化推進事業)
※経済産業省・国土交通省の連携による国庫補助事業

車両動態管理システムの活用 を検討されている皆様への補助

補助対象システム・荷主連携イメージ



- ・補助対象となるシステム・車両を活用したトラック事業者と荷主等との連携による輸送効率化の取組が対象となります。
- ・取組による省エネ効果(トンキロあたりの燃料削減率)3%以上の計画立案と達成が条件です。



車両動態管理システムと
船システムを連携することで
省エネ効果向上！！

荷待ち時間減少

アイドリング
待機時間減少

省エネ効果！

■で囲われているシステムが補助対象の一例です。

補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください

トラック輸送省エネ化推進事業事務局

TEL : 050-5799-8523 【受付時間】平日10:00~17:00
(12~13時、土日祝日・年末年始は除く)

mail : truck_hojokin@07.pacific-hojo.jp

H P : https://www.pacific-hojo.jp/



執行団体：パシフィックコンサルタンツ株式会社、パシフィックリプロサービス株式会社

補助対象事業者・補助対象機器(システム・車両)

補助対象事業者 ○:単独申請・共同申請とも可 △:共同申請のみ可

システムの車両	貨物自動車 運送事業者	第二種貨物自動車 運送事業者	貨車用トラック 事業者	農業者	リース 事業者
車両動態管理システム+予約受付システム等又は配車計画システム	○	○	○	△	△
予約受付システム等	○	○	○	○	△
配車計画システム	○	○	○	○	△
ダブル連結トラック	○	○	○	△	△
スワップボディコンテナ車両	○	○	○	△	△

補助対象システム・車両

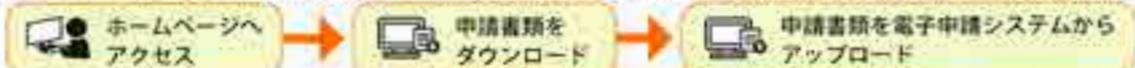
補助対象システム	補助率	補助金上限額及び数量車両の下限・上限台数
車両動態管理システム	定額(1/2以内) ^{※1}	上限額14万円/台×上限30台/事業者 上限台数の補充措置あり ^{※1}
予約受付システム ASNシステム 受注情報事前確認システム パレット等管理システム パレタイズシステム	定額(1/2以内)	上限額4千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※2}
配車計画システム	定額(1/2以内)	上限額5千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※2}
AI-IoTによるシステム連携ツール	定額(1/2以内)	上限額5千万円/事業者
ダブル連結トラック	定額 (1/2以内) ^{※3}	上限額1千万円/台×上限10台/事業者
スワップボディコンテナ車両	定額 (1/2以内) ^{※3}	上限額1千万円/台×上限10台/事業者 (※台以上上限1基/台)

※1「定額(1/2)」とは、定額(補助金上限額)と補助対象費用×1/2のいずれか低い額を補助金額とすることをいう。
 ※2「数量措置対象車両(非化石トラック及び省エネ法に基づく自動車燃費目標基準(2025年度目標)を満たすトラック)」については、1事業者あたりの上限台数に食まないこととする。ただし、1事業者あたりの上限台数は優遇措置対象車両を含めて最大の台数とする。※3「予約受付システム等または配車計画システム単独の申請の場合については、少なくとも車両5台以上による取組実施を必須とする。(車両動態管理システムとの連携による導入の場合は車両5台未満の申請も可)
 ※4トン・キロあたりの燃費削減率の計画値が10.0%以上の場合は補助率を1/2以内、10.0%未満～12%以上の場合は補助率を1/3以内とする。

車両動態管理システムの申請においては、
予約受付システム等や配車計画システムとの連携が必須になります!
 ※既に導入済みのシステムやデジタコにオプションとして追加可能なシステムとの連携も可能!!

申請方法

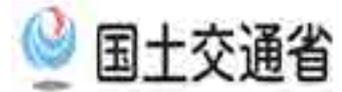
ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、電子申請システムからアップロードしてください。



公募申請受付期間

公募期	申請受付開始	申請受付終了	募集終了期日
3次	令和7年8月29日(金) 14:00	令和7年9月8日(月) 16:00	令和7年12月19日(金)

・発注や契約は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前の発注・契約は補助対象外です。
 ・募集終了期日までに取組内容と省エネ効果の結果及び車両運行データ等の報告が必要となります。



自動車運送事業手続きのオンライン申請をご利用ください！

バス・トラック・タクシー等事業者の皆様は、
オフィスや自宅のパソコンからe-Govで、各種手続きの
オンライン申請が行えるようになりました

書面で提出していた**自動車運送事業関連手続きの「申請書」や「届出書」が
自社のパソコンからインターネットを通じて提出**することができます。

オンライン申請(e-Gov)利用のメリット

✓ いつでも、どこでも申請可能

✓ 行政機関までの移動が不要

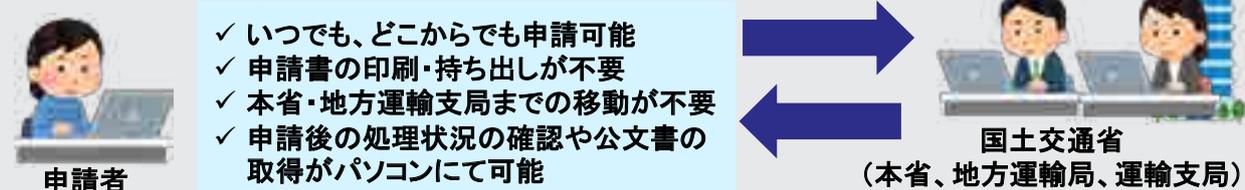
✓ パソコンで申請後の状況を確認

✓ パソコンで公文書取得が可能

■ 紙申請の場合



■ オンライン申請の場合



オンライン申請の利用対象となる手続き(概要)

自動車運送事業のオンライン申請対象手続き(例)

貨物自動車運送事業の許可等	整備管理者の選任届出等	適正化事業実施機関の届出等
旅客自動車運送事業の許可等	運行管理者の選任届出等	タクシー運転者登録実施機関の届出
自家用有償旅客運送の登録等	事故報告書の提出等	適性診断実施機関の認定申請等

令和7年9月より先行運用を経て、段階的な利用開始を予定

オンライン申請の対象手続きの詳細は、こちらのサイトをご参照ください。

■ 国土交通省HP 物流・自動車局サイト「オンライン申請対象手続き一覧」

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000132.html



オンライン申請利用の流れ(概要)

e-Gov電子申請サービス

パソコンの環境設定

申請書/届出書、
添付資料等の作成

申請書/届出書添付
資料等の提出

e-Gov電子申請システムの利用には、Java実行環境(Java Runtime Environment)及びe-Gov電子申請プログラムの**インストール作業**が必要となります。インストール手順等についてはe-Govサイトをご参照ください。

ご利用のパソコンからe-Govの電子申請システムにログインの上、手続き検索機能を利用し、申請書/届出書の様式画面を表示し、画面に申請/届出内容の入力及び添付資料ファイルをアップロードします(申請様式と添付書類の作成)。なお、スマートフォンからは申請・届出はできませんので、ご注意ください。作成後、e-Govの電子申請システム上で、提出先等の設定を行った上で、申請書/届出書、添付資料の提出を行います。

オンライン申請利用準備、操作方法の詳細につきましては、以下のHPサイト内「**オンライン申請業務マニュアル**」を作成・掲載していますので、そちらをご参照ください。

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000132.html



関連リンク

e-Gov電子申請サービスサイト

手続き共通のオンライン申請利用準備、利用方法、よくある質問等を掲載する総合サイトです。

URL: <http://www.e-gov.go.jp/>



e-Gov電子申請～FAQサイト

オンライン申請利用のご質問への回答を紹介するサイトです(上記総合サイト内に構成)。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/faq>



国土交通省 物流・自動車局オンライン申請サイト

自動車運送事業関連手続きに関するオンライン申請利用方法やツールを掲載するサイトです。URL:

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000132.html



国土交通省 自動車運送事業情報サイト

自動車運送事業関連の関連法令・通達等を掲載しているサイトです。

URL: <https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>



国土交通省 e-Gov総合サイト

国土交通省のe-Gov電子申請サイトです。

URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr2_000002.html



お問い合わせ先

パソコンの環境設定・電子申請システムの手順・不具合等に関する問い合わせ先

e-Gov電子政府利用支援センター

050-3786-2225

対応時間: 平日: 9:00～19:00、土日祝日: 9:00～17:00
(8月～3月の平日・土日祝日は、9:00～17:00)

各手続きの申請書/届出書、添付資料に関する問い合わせ先

申請者様の所在する地域を管轄する運輸局、運輸支局等へご連絡ください。

問い合わせ先の詳細は、右の
二次元コードのHPサイト内

「業務面運輸支局問合窓口一覧表」をご確認ください。



本資料の内容に関する問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局旅客課

03-5253-8111



第18回 ナスバ安全マネジメントセミナー

開催日 2025年11月25日(火)
13:00~17:30(12:00受付開始)

会場 東京国際フォーラム・ホールB7

参加費 1名様 現地対面：3,000円
オンライン：2,000円

本セミナーは、運輸安全マネジメント制度の更なる浸透・定着を図ることを目的に開催しており、毎年多くの方にご参加・ご好評いただいております。

今回のセミナーでは、『社内教育・訓練』をテーマとしており、ご講演者の皆様からは、自社の取組事例を踏まえた輸送の安全に係る取組等についてご講演いただきます。

自動車運送事業者をはじめとするご参加者の皆様に、本セミナーが安全管理体制の更なる見直し・改善や、抱えている課題解決等のご参考となれば幸いです。



理事長 中村 晃一郎

13:15~ 基調講演 ①

事業用自動車の安全対策について



鈴木 健介 氏

国土交通省物流・自動車局 安全政策課長

最近の交通事故発生状況など自動車運送事業を取り巻く状況を踏まえつつ、ICTを活用した運行管理の高度化、事故防止対策のための支援等、事業用自動車の安全対策の取り組みについてご説明させていただきます。

13:45~ 基調講演 ②

運輸安全マネジメント制度の最新の動向等について



伝田 重弥 氏

国土交通省大臣官房 首席運輸安全調査官

運輸安全マネジメント制度が発足してから来年で20年となる中、改めて制度創設からこれまでの動きをふり返るとともに、最新の動向や他の輸送モードを含めた運輸事業者における安全取組事例等についてご説明させていただきます。

14:35~ 特別講演 ①

重度の障害を負った息子と過ごした30年



桑山 雄次 氏

全国遷延性意識障害者・家族の会 代表

1995年6月、当時小学校2年生であった次男が車に撥ねられ、頭部を打撲し寝たきり状態となる。今年で事故より30年、在宅介護は28年を超える。2004年、各地にあった家族会に呼びかけ全国組織を設立と同時に代表に就任。自動車事故防止と医療的ケアのある重度障害者支援のための活動をしている。

15:05~ 特別講演 ②

安全運転に必要な力：メタ認知を高めるには



島崎 敢 氏

近畿大学 准教授

安全運転には知識や経験だけでなく、自分の考え方や判断のクセに気づく「メタ認知」の力が重要です。本講演では、ドライバーが自分の運転を客観視する力、管理者が現場を支える対話の力に焦点を当て、メタ認知を高める具体的な手法やコーチングの考え方を紹介します。

15:55~ 事業者による取組報告 ①(トラック)

近道より安全選ぶプロ意識



五月女 奈緒美 氏

三福運輸株式会社
代表取締役

事業承継のため、26年経験したCAを辞め180度違う運送業に携わることとなりました。あまりにも違う業界にCAの経験を活かし安全とマナー教育を取り入れた経験談と安全教育で最も重要なことはプロ意識であることをお伝えいたします。

16:25~ 事業者による取組報告 ②(タクシー)

行動変容を促す！ 「kmプロフェッショナル安全」



松本 良一 氏

国際自動車株式会社
代表取締役副社長

安全への理念を職場に浸透させる方策と最新の安全装置を効果的に活用する手法という両面から管理者と乗務員の行動変容を促し、独自指標「安全走行キロ」の大幅な改善や救護活動の拡大といった具体的な成果を上げた事例をご紹介します。運行管理の現場ですぐに役立つノウハウをお伝えします。

16:55~ 事業者による取組報告 ③(バス)

防災への取り組みについて



鎌田 隆一 氏

箱根登山バス株式会社
取締役 運輸部長

近年、自然災害が頻発・激甚化するなか、当社においても毎年、豪雨・豪雪に警戒するとともに、火山や地震災害への備えの必要性を感じております。「防災基本方針」の下、災害の態様ごとの対応マニュアルを策定しておりますが、その周知について取り組みの一端をご紹介させていただきます。

主催 ナスバ
独立行政法人 自動車事故対策機構

協賛 公益社団法人 日本バス協会
公益社団法人 全日本トラック協会
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会

後援 国土交通省

めざすのは、自動車事故ゼロの社会。



第18回 ナスバ安全マネジメントセミナー



セミナー開催風景



支援ツール機器展示・紹介風景

本セミナーへのご参加は
「現地での対面参加」または「オンライン配信参加」
からお選びいただけます。

注意事項

- ・「現地対面」はお席に限りがあります。
- ・「オンライン」はライブ配信です。
- ・後日アーカイブ動画も配信します。

お申込み要領

- お申込み開始 2025年9月1日(月)9:00から
- お申込み期限 2025年11月7日(金)17:00まで
※定員になり次第、締切とさせていただきます。
- お申込みから当日までのスケジュール



ナスバHP

①お申込み

ナスバホームページ(<https://www.nasva.go.jp/>)からお申込みください。

②「お申込み受付のお知らせ」と「MYページ」のご案内

自動返信で「お申込み受付のお知らせ」をお送りいたします。
また、お申込みいただいた方専用の「MYページ」をご案内します。

③参加料のお支払い

「お申込み受付のお知らせ」と「MYページ」内に記載してありますので、期日までにお支払いください。

④「参加証」の発行と「セミナー案内」の発送

申込締切後「参加証」が順次MYページにアップされます。オンライン参加の方には「セミナー案内」を順次発送いたします。

⑤セミナー当日

セミナー当日は④の参加証を出力してご持参ください。
スマートフォンで提示いただいても結構です。(オンライン参加の方は、セミナー1週間前にメールにてご参加方法を案内いたします。)

●キャンセルについて

11月12日(水)以降のキャンセルにあたっての参加料のご返金はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

※本セミナーは国土交通省認定の運輸安全マネジメントセミナーではございません。

アクセスMAP



- JR有楽町駅より徒歩1分 東京駅より徒歩5分
(京葉線東京駅と地下1階コンコースにて連絡)
- 有楽町線有楽町駅と地下1階コンコースにて連絡

前回セミナー ダイジェスト動画

前回セミナーの様子をご覧くださいませ!



<https://www.youtube.com/watch?v=-BrqjR8n7fM>

お問い合わせ先

ナスバ安全マネジメントセミナー事務局
(勝美印刷株式会社内)

TEL : 050-5236-2627 (平日9:00~17:00土・日・祝日を除く)
e-mail : nasva-seminar@shobix.co.jp

事業者の皆さまへ

第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日 [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぼセンター）
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」
 ※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体にコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
 （サイト内から加盟申請もできます）
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」
<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>

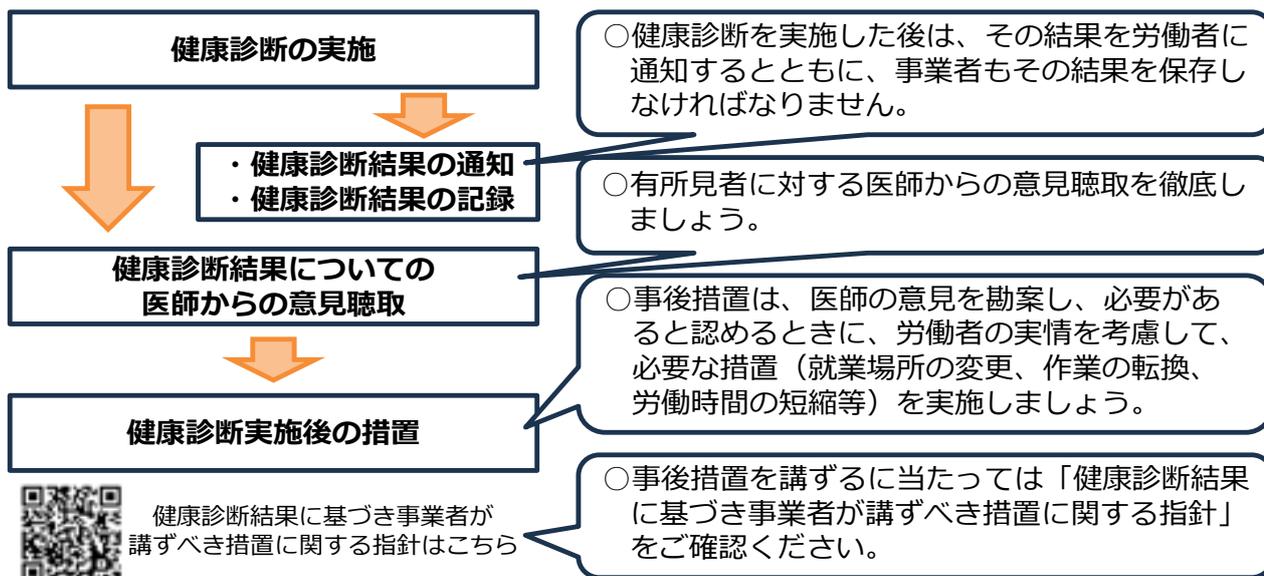


事業者の皆さまへ

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です 「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

- **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**
一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2.医療保険者との連携

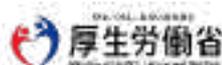
- **医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。**

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。
※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。
- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



都道府県労働局・労働基準監督署

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（抜粋）
令和7年8月26日付け基安発0826第4号

【重点事項】

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

【その他の産業保健に関する取組の周知・啓発】

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項の指導等と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行うこと。

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）等に基づく取組の推進
 - (ア) 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
 - (イ) 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」(①)（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発(②)
 - (ウ) 労働者の高齢化を踏まえた取組については、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）(令和2年3月16日策定)に基づく取組
- (2) 職場におけるがん検診の推進
 - (ア) 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨(③)
 - (イ) 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び別添4のリーフレットを活用した周知
 - (ウ) 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
 - (エ) 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (3) 女性の健康課題に関する理解の促進
 - (ア) 別添6のリーフレットを活用した産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
 - (イ) 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」(④)や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」(⑤)の活用
 - (ウ) 令和5年5月19日付け基安発0519第4号「転倒災害防止対策の推進について」及び別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (4) 口腔の健康の保持増進

令和7年7月1日付け基安発0701第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勧奨リーフレット(⑥)を活用した歯科受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
 - (ア) アイフレイルチェックリスト(⑦)や6つのチェックツール(⑧)を活用した眼のセルフチェックの推進
 - (イ) 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診(⑨、⑩、⑪)の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
 - (ア) 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
 - (イ) 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
 - (ウ) 令和4年4月20日付け基安発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

※本月間に係る通知本文や別添をご参照されたい場合はこちらをご覧ください。⇒



※上記で参照している資料(①～⑪)や別添のリンク先はそれぞれ、右欄・下欄の対象QRコードをご覧ください。（リンク先の参照等の関係で、一部通達の表記を加工しています。）

- (①)
- (②)
- (③)
- (④)
- (⑤)
- (⑥)
- (⑦)
- (⑧)
- (⑨)
- (⑩)
- (⑪)



もっと自分らしい
Refresh!
働き方
休み方

計画的な
取得で
実りある
休暇を！

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。

年次有給休暇 を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト 🔍

年休取得促進
特設サイト▶



もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

①日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

②活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労務基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となっています。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

工事を発注される方 トラックを利用する発荷主・着荷主の方
貸切バスを発注される方へ

「もっと！
はたらきかた
ススメ！」
Promote
Work Style
Reforms!

建設業従事者、
トラックドライバー、
バス運転者にも、
2024年4月から時間外労働の
上限規制が適用されています。
皆さまで力を合わせて、
働き方改革に取り組みましょう！

働き方改革
コンタクター
玉木 宏

建設業従事者



週休2日を確保可能な
適正な工期・代金による
工事の受発注をお願いします。

トラックドライバー



荷待ち・荷役等時間の短縮に向けた
取組をお願いします。適正な運賃・料金の
取受に向けた話し合いをお願いします。

バス運転者



行程やダイヤについて
話し合いをお願いします。



長時間労働を減らすため、取引業者の
皆さまにご協力をお願いしています。

詳しくはコチラ

はたらきかたススメ





今、
始めよう!

発注者・荷主の皆さまに 取り組んでいただきたいこと

建設業従事者について

工期が短いと、
週休2日を
確保できない…



工事の受注・発注に当たっては、
週休2日を確保可能な
適正な工期の設定を。

工事の受注・発注に
当たっては、適切な金額
での契約を心がけましょう。

トラックドライバーについて

長時間の
荷待ちや
荷役作業が
負担…



荷待ち・荷役等時間短縮のため、
適切な日時指定、予約システム
の導入など効率化の工夫を。

「標準的運賃」を参考に、
運賃や荷待ち、荷役作業の
料金の見直しをしましょう。

バス運転者について

運行スケジュール
によっては、
休憩や休息が
とれない…



貸切バスや送迎バス、
コミュニティバスの発注の際は、
改善基準告示に沿った
運行ができるよう
行程やダイヤについて
バス事業者とよく話し合いを。

こちらも
チェック!

物流・建設業界では、新たなルールが始まっています。



新物流効率化法

物流効率化法
理解促進
ポータルサイト



- ✓ すべての荷主・物流事業者に物流効率化のために取り組むべき措置(積載効率の向上・荷待ち・荷役等時間の短縮)についての努力義務を規定。
**令和7年
4月施行**
- ✓ 一定規模以上の荷主・物流事業者について特定事業者として指定し、物流効率化の取組に関する中長期計画の作成、定期報告の義務を規定。
**令和8年
4月施行予定**
- ✓ 一定規模以上の特定荷主について、物流統括管理者の選任の義務を規定。
**令和8年
4月施行予定**

改正建設業法

改正建設業法
ポイント
解説ページ



- ✓ 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項とする義務を規定。
**令和6年
12月施行**
- ✓ 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は誠実に協議に応じる努力義務(公共工事では義務)を規定。
**令和6年
12月施行**
- ✓ 適正な労務費等の確保と行き渡りのため、著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼の禁止を規定。
**令和7年
12月までに施行**
- ✓ 受注者にも工期ダンピングの禁止を規定。
**令和7年
12月までに施行**

▼ 詳しくは各種サイトをご確認ください。 ▼

はたらきかたスズメ

建設業従事者、トラック・バス・タクシードライバーの働き方改革を進めるために私たち一人ひとりができる取り組みを掲載しています。



自動車運転者の 長時間労働改善に向けた ポータルサイト

時間外労働の上限規制や改善基準告示をはじめ、トラック事業者の方、荷主の方双方に向けた情報を掲載しています。



建設業従事者の 長時間労働改善に向けた ポータルサイト

建設業の概況や発注者向け・建設事業者向け情報、各種相談窓口等に関する情報を発信しています。



古河労働基準監督署 古河公共職業安定所

(ハローワーク古河)

管轄：古河市・境町・五霞町

古河労働総合庁舎

庁舎移転 のお知らせ



【古河労働総合庁舎4階】

古河労働基準監督署

令和7年12月1日(月)より

☎0280-32-3232

※電話番号に変更はございません

【古河労働総合庁舎1・2階】

古河公共職業安定所

(ハローワーク古河)

令和7年11月25日(火)より

☎0280-32-0461

※電話番号に変更はございません



お車でお越しの方は
西牛谷辺見線から「右折」での入りは出来ません

移転先
所在地

〒306-0235
古河市下辺見2099
古河労働総合庁舎

「古河駅東口」から緊急バス「古河市三和庁舎」方面行
「仲の橋」下車徒歩2分



ハローワーク水戸が 水戸駅北口近くに 移転します！

令和8年

1.13~

火

〒310-8509

水戸市宮町1-2-4 マイムビル8階

TEL029-231-6221 (※電話番号に変更はございません)

アクセス

マイムビル正面入り口左側エレベーターで8階へ
※エスカレーターでは8階に行けません

- 水戸駅北口から徒歩1分 (ペDESTリアンデッキ直結)
⇒マイムビル2階入口からお入りください
- 水戸駅北口バス停から徒歩1分
⇒マイムビル1階入口からお入りください



来所の際は公共交通機関をご利用ください

ハローワーク専用の駐車場・駐輪場はございません。
ハローワーク利用での料金割引サービスもございません。

なつ戸くん

なつ水ちゃん

ハローワークのご利用は、簡単・便利な雇用保険電子申請
マイページ開設による求人・求職オンラインサービスで！

物流経営士資格認定講座 受講のご案内

第26期 物流経営士課程

～物流新時代をリードする若手経営者、経営幹部のために～

令和7年11月5日～令和8年7月22日

5大メリット

1

物流経営士認定

修了後の試験に合格することにより、(公社)全日本トラック協会から「**物流経営士**」として認定されます。

2

マネジメント能力

受講生同士のグループ討議等を通じて、視野の拡大とマネジメント能力・プレゼンテーション能力が向上します。

3

ヒューマン・ネットワーク

長期研修を通じ、受講生同士のヒューマン・ネットワークが構築できます。開校以来、輩出された**700名以上**の物流経営士との間においてもヒューマン・ネットワークが大きく広がります。

4

ビジネスチャンスをつかむ

いち早く有効な情報を見い出して、ビジネスチャンスをつかむ能力を高めます。

5

幅広い知識を習得

専門講師陣により、経営の基礎から物流の方向性まで幅広い知識が学べます。

一般社団法人 **東京都トラック協会**

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8 東京都トラック総合会館内
TEL. 03-3359-4137 FAX. 03-3359-6020



・東京メトロ丸ノ内線 四谷三丁目駅下車徒歩3分



受講生募集要領



- **受講資格** ① (一社)東京都トラック協会会員事業者の役員又はその社員で、経営管理職の経験3年以上の方若しくはこれに準ずる方
② 関東トラック協会会員事業者の役員又はその社員で、経営管理職の経験3年以上の方若しくはこれに準ずる方
③ その他特に会長が認めた方
-
- **募集定員** **30名** (受講が決定した方には、受講決定通知書をお送りいたします。)
-
- **研修期間** 令和7年11月5日～令和8年7月22日。修了式は、9月16日。
-
- **授業時間** **総計106時間**
-
- **場 所** 東京都トラック総合会館内 他
-
- **受講日、時間**
- | | |
|--------|--|
| ① 一般講義 | 原則として水曜日の13時30分～17時45分
講師の都合により、他の曜日、時間帯になる場合もあります。 |
| ② 宿泊研修 | |
| 第1回 | 令和7年11月(1泊2日)今後の学習目標を明らかにするとともに、本講座のねらいや物流業の基礎を学びます。また、受講生同士の交流の場ともなります。 |
| 第2回 | 令和8年6月(1泊2日)ケーススタディを中心とした演習とグループディスカッションにより修了論文である「自社計画」策定の足がかりを作ります。 |
-
- **修了資格** 一定割合以上の履修と修了論文「自社計画」の提出(採点と発表)により、修了証が授与されます。
-
- ◆ **物流経営士資格** 本講座を修了された方で、別に行う試験に合格された方には、(公社)全日本トラック協会から「**物流経営士**」資格が授与されます。
-
- **受講料**
- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① 東ト協会事業者の役員及びその社員 | 35万円 (消費税込み) |
| ② 関ト協会事業者の役員及びその社員 | 35万円 (消費税込み) |
| ③ その他の方 | 40万円 (消費税込み) |
- 受講料は、一括前納とします。受講決定通知後、指定口座にお振り込みください。
受講料は、途中で受講を辞められてもお返しいたしません。
※(公社)全日本トラック協会から物流経営士課程を修了し、試験に合格した方に、奨励金5万円が交付されます。また、厚生労働省の人材開発支援助成金も条件はありますが、活用できます(詳しくは、各労働局へお問い合わせください)。
-
- **受講申込** 別紙申込書に必要事項を記載のうえ、東京都トラック協会へファックスでお申込みください(関東各県トラック協会会員の場合は所属協会を経由)。
その他の方は、直接お申込みください。
申込期間：9月1日(月)～10月20日(月)
FAX：03-3359-6020



誰かを
傷つけてしまう前に、
ちゃんと自賠責を。

モペット・電動キックボード・バイク・自動車は
自賠責保険・共済の加入が義務づけられています。
違反すると、懲役または罰金・免許停止の対象になります。



電動キックボード

バイク

自動車



- フル電動自転車、ペダル付き電動バイク、ペダル付き原動機付自転車とも呼ばれる「モペット」も加入の対象です。
- ナンバープレートのステッカーで、有効期限をご確認ください。

自賠責への加入方法など、詳しくはこちら！

🔍 | 自賠責保険・共済ポータル



<2025年>

1 1月運行管理者等指導講習日程

2025/8/21

11月	1 (土)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時30分 ~ 14時30分	
	2 (日)	【貨物】	一般講習	10時00分 ~ 16時00分	
	2 (日)	【貨物】 ~3日間	基礎講習 1日目	10時00分 ~ 16時00分	
			" 2日目・3日目	9時30分 ~ 16時30分	
	3 (月)	【貨物】	テールゲートリフター特別教育(6時間)	10時00分 ~ 17時30分	
	5 (水)	【旅客】	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分 ~ 14時00分	
	6 (木)	【貨物】 ~2日間	特別講習 1日目	10時00分 ~ 17時00分	
			" 2日目	10時00分 ~ 17時00分	
	8 (土)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時30分 ~ 14時30分	
	9 (日)	【貨物】	一般講習	10時00分 ~ 16時00分	
	9 (日)	~2日間	第8回初任運転者特別教育 1日目【栃ト協主催/会場：トブモータースクール】	10時00分 ~ 18時00分	
			" 2日目	8時00分 ~ 17時15分	
	12 (水)	【貨物】	一般講習【出張：宇都宮市清原会場】	10時00分 ~ 16時00分	
	12 (水)	【貨物】	一般講習【出張：古河市会場】	10時00分 ~ 16時00分	
	13 (木)	【貨物】	一般講習【群ト協太田支部主催：太田市会場】	10時00分 ~ 16時00分	
	13 (木)	~3日間	【旅客】	基礎講習 1日目	10時00分 ~ 16時00分
			" 2日目・3日目	9時30分 ~ 16時30分	
	16 (日)	【貨物】	一般講習【出張：矢板市会場】	10時00分 ~ 16時00分	
	19 (水)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時30分 ~ 14時30分	
	21 (金)	【旅客】	一般講習【出張：古河市会場】	10時00分 ~ 16時00分	
22 (土)	【貨物】	一般講習【出張：古河市会場】	10時00分 ~ 16時00分		
22 (土)	【貨物】	一般講習【出張：常総市会場】	10時00分 ~ 16時00分		
23 (日)	【貨物】	一般講習 <昼休憩なし>	9時00分 ~ 14時00分		
24 (月)	~3日間	【貨物】	基礎講習 1日目	10時00分 ~ 16時00分	
		" 2日目・3日目	9時30分 ~ 16時30分		
29 (土)	【貨物】	一般講習	10時00分 ~ 16時00分		
29 (土)	【貨物】	一般講習【茨ト協水戸線支部主催：筑西市会場】	10時00分 ~ 16時00分		



国土交通大臣認定業務実施機関

とちぎ安全教育センター

栃木県鹿沼市流通センター66 とちぎ流通センター連合会館内

TEL.0289-74-5070

<http://a-sec.jp>

4月10日・9月30日は事業用トラックの

交通事故

ゼロ

を目指す日です!



事業用トラックによる悲惨な交通事故は後を絶たず、死者・重傷者数は増減を繰り返し、飲酒運転による人身事故も根絶には至っていません!



交通事故ゼロの実現に向けて 安全運転の確保に努めましょう!

※統一地方選挙の実施に伴い5月20日となる場合があります

JTA 公益社団法人 全日本トラック協会

都道府県トラック協会

目指せ
交通事故
ゼロ

こんな運転は**厳禁**です!

あおり運転



交通の危険のおそれを生じさせた場合

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
違反点数 25点 免許取消(欠格期間 2年)

著しい交通の危険を生じさせた場合

5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
違反点数 35点 免許取消(欠格期間 3年)

運転中に通話や画像注視した場合

6か月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
違反点数 3点 反則金(大型車) 2万5千円

交通の危険を生じさせた場合

1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
違反点数 6点 直ちに刑事手続きへ



ながらスマホ

速度超過等



とくに高速道路では、大型トラック及び車両総重量8トン以上の中型トラックの最高速度が時速90キロに引き上げられました[※]が、不正改造(リミッター解除)などの違法行為は絶対にやめましょう。

また、**車両通行帯違反**(右側車線を走行し続ける)や、**車間距離の不保持**といった危険な運転は、ドライバーの地位向上に反する行為です。

安全運転と適切な車両整備を徹底してください。

※車両をけん引するものを除く
※実際の道路幅員等の最高速度が優先

運転マナーを遵守しよう!

ペットボトル等のゴミのポイ捨てはやめましょう!

トラック輸送に対する安全対策(総重量8トン以上・リミッター解除等)の実施が、車両が最大スピードリングストップ・暴走等)により、いかなる場合でも必ず遵守してください。

全日本トラック協会
「ご意見・情報提供について」
<https://jta.or.jp/ipoar/mailbox.html>



「つける」「見つける」 反射材とライトで安全確保



秋の全国交通安全運動

9月30日必は「交通事故死ゼロを目指す日」



交通安全ポスターコンテスト
交通安全ポスターコンテスト

【運動期間】令和7年9月21日⑩～9月30日必



歩行者の安全な歩行
補助方法等の実践と
反射材用品や明るい
目立つ色の衣服等の
着用促進



ながらスマホや飲酒
運転等の根絶と夕暮
れ時の早めのライト
点灯やハイビームの
活用促進



自転車・特定小型原動
機付自転車の交通
ルールの理解・遵守の
徹底とヘルメットの
着用促進

内閣府
交通安全
オフィシャル
サイト



内閣府

「つける」「見つける」 反射材とライトで安全確保ゼロ!

9月30日必は「交通事故死ゼロを目指す日」です

みんなで交通ルールを守って交通事故をゼロにしよう!



1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と 反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

歩行者も安全な道路横断方法を意識しましょう

- 横断歩道がある場所では横断歩道を利用し、運転者に横断する意思をしっかりと伝えて安全を確認してから渡りましょう。
- スマートフォンの操作やイヤホンで音楽を聴きながらの歩行や横断は、注意力が散漫になり、車の接近や周囲の状況に気づくのが大遅に遅れるので危険です。



反射材用品や明るい色の衣服を着用しましょう

- 反射材用品や明るい目立つ色の衣服は、夕暮れ時や夜間、雨の日だけでなく日中も視認性を高めます。反射材用品や明るい色の衣服で、周囲にあなたの存在を効果的にアピールしましょう。
- 車や自転車、他の歩行者にとっても、あなたの存在を認識しやすくなるため、夕暮れ時などの外出時には、反射材等を意識して使用しましょう。



2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と 夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

ながらスマホや飲酒運転は絶対にダメ!

- 運転中のスマホの操作や周囲の注視は視覚情報を奪い、運転操作を鈍らせる大変危険な行為です。
- 飲酒運転は判断力、集中力、運動能力を著しく低下させる悪質危険な行為です。
- ながらスマホ、飲酒運転、あおり運転は、自分だけでなく周りの人も巻き込む重大な交通事故につながる極めて危険な行為であることを認識し、「しない」「させない」を徹底しましょう。



夕暮れ時はライト、夜間はハイビームを活用し 安全性を高めましょう

- 日没が早まる季節、夕暮れ時に歩行者の道路横断中の交通事故が多く発生します。早めのライト点灯で事故のリスクを減らしましょう。
- ハイビームは、遠方の歩行者や自転車、落下物などを早期に発見することができます。(対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えましょう)



3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底と ヘルメットの着用促進

自転車や特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解しましょう

- 自転車や特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)にも交通ルールが定められています。
- 自転車の「ながらスマホの禁止」や「酒気帯び運転に対する罰則」が創設されています。
- 特定小型原動機付自転車では、交通ルールを無視した交通事故が増加傾向です。
- 交通ルールを正しく理解して、安全で安心な運転を心がけましょう。



ヘルメットは命を守ります

- 自転車や特定小型原動機付自転車で走行中、万が一、交通事故の当事者となっても、ヘルメットを着用していれば、頭を保護し、死亡リスクを大幅に軽減させることができます。
- ヘルメットを着用することで交通安全意識も高まります。家族や友人にも「ヘルメットは命を守る」ものとして着用を呼びかけましょう。

秋の全国交通安全運動

【運動期間】令和7年9月21日(日)～9月30日(必)

内閣府

秋の全国交通安全運動

期間 令和7年9月21日(日)~9月30日(火)

スローガン

光ってる あなたのマナーと反射材



【令和6年度茨城県交通安全ポスターコンクール受賞作品】

優秀賞(茨城県交通安全母の会連合会長賞)

阿見町立竹来中学校

三木 香里奈さんの作品(当時2年生)

優秀賞(茨城県交通安全協会長賞)

ひたちなか市立佐野小学校

松原 秀羽さんの作品(当時4年生)

【茨城県交通安全県民運動年間最重点項目】

◎高齢者の交通事故防止 ◎飲酒運転の根絶

主唱 茨城県交通安全対策会議



9月30日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」

歩行者の安全な道路横断方法等の実践と 反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

○安全に道路を横断しましょう！

道路を横断する際は、横断歩道を利用し、信号機のあるところでは、その信号に従いましょう。運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断しましょう。

○反射材や明るい目立つ色の服を着用しましょう！

夕暮れ時以降は、歩行者の姿が思った以上に運転手などから認識しにくくなります。外出する時は、明るい目立つ色の服と反射材を身につけて自分の存在をアピールしましょう。

ながらスマホや飲酒運転等の根絶と 夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

○ながらスマホや飲酒運転は絶対にしない、させない

運転中のスマートフォン等の使用は非常に危険な行為です。運転に集中し、安全確認を徹底しましょう。

飲酒運転は犯罪です。【飲酒運転は絶対にしない、させない】という意志で飲酒運転を根絶しましょう。

○早めのライト点灯！夜間はハイビームも活用しましょう！

秋になると日没時間が早まります。早めのライト点灯を心がけ、夜間帯は速度を落とし、ハイビームとロービームの切り替えをこまめに行いましょう。

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの 理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

○自転車も特定小型原動機付自転車もヘルメット着用！

自転車や特定小型原動機付自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。自分の命を守るために必ずヘルメットを着用し、交通ルールを守って安全に走行しましょう。

特定小型原動機付自転車に
関する交通ルール等について



自転車安全利用五則

- ① 歩道が原則(左側を通行)
- ② 歩道は例外(歩行者を優先)
- ③ 交差点では信号と一時停止をしっかりと安全確認
- ④ 夜間は後ろ向きを点灯
- ⑤ 飲酒運転は禁止
- ⑥ ヘルメットを着用



交通安全かわら版

令和 7 年 8 月
茨城県警察本部交通総務課
No. 28

～ 令和 7 年 7 月末の交通死亡事故 ～

令和 7 年 7 月末の交通死亡事故の特徴【発生件数 44 件、死者 46 人】

- 本県の死者 **46人** 前年比 **-7人** **全国ワースト第9位**
 - ◇ 人口10万人当たり 1.64人 (全国ワースト第11位)
 - ◇ 自動車1万台当たり 0.17人 (全国ワースト第19位)
 - ◇ 道路千キロメートル当たり 0.83人 (全国ワースト第33位)
- 全国の死者数 **1,346人**、前年比 **-63人** (増減率 **-4.5%**)

- ◆ 「高齢者」の死者数 **25人** (構成率 **54.3%**)、前年比**-1人** (全国ワースト第10位)
- ◆ 「飲酒運転」による死亡事故は**4件**、前年比**±0件**
- ◆ 「高齢者」が第1当事者となる死亡事故は**17件**、前年比**-6件**
- ◆ シートベルト非着用の死者数は**11人**、前年比**+2人**
- ◆ 県西地域で**17人** (構成率 **37.0%**)

【交通死亡事故の主な特徴】

(1) 市町村 ※高速道路を除く	◇ 多発市町村 7人 ～ 水戸市(-1) 4人～ 古河市(-1)
(2) 第1当事者の年齢層 (件)	◇ 70歳以上 12件(-5) , 60歳代 7件(+1), 20歳代 6件(-4) ◇ 高齢者 17件(-6), 青少年 5件(±0)
(3) 第1当事者の違反 (件)	◇ 一時不停止 10件(+10) , 前方不注意 7件(-5) 信号無視(+4), 歩行者妨害(+1), 運転操作不適(-2), 最高速度(-2) 各4件
(3) 飲酒運転 (件)	◇ 飲酒運転による交通死亡事故 4件(±0)
(4) 状態	◇ 四輪車 26人(+3) うち同乗 8人(+2), 歩行者 12人(-7) うち横断中 8人(-4) 自転車 1人(-3), 二輪車 7人(±0)
(5) シートベルト	◇ 四輪乗車中 26人 うち シートベルト非着用 11人(42.3%) , 着用 14人(53.8%), 着用不明 1人(3.8%) 非着用11人中、8人(72.7%)は着用していたら助かった可能性あり
(6) 時間・昼夜	◇ 時間帯別 4～6時 7人(+4) , 10～12時 6人(+2) ◇ 昼間 27人(-1) 構成率 58.7%, 夜間 19人(-6) 構成率 41.3%
(7) 事故類型	◇ 人対車両 11人(-8), うち横断中 8人(-4) ◇ 車両相互 21人(+3), うち 出会い頭 16人(+14) ◇ 車両単独 14人(-1), うち工作物 12人(+1) ◇ 列車 0人(-1)
(8) 死者の年齢層	◇ 70歳代 12人(+3) , 80歳以上 11人(-4) ◇ 高齢者 25人(-1) 構成率 54.3%, 青少年 4人(±0) 構成率 8.7%
特記事項	◇ 令和7年7月中の死亡事故(発生件数3件, 死者数4人)の特徴 ・昼夜別では、昼間が3件 ・事故類型別では、出会い頭が2件 ・道路形状別では、交差点が3件 ・死者の年齢別では、高齢者が3人 ・1件で死者2名の事故が発生(桜川市)

※注1 「青少年」とは16歳以上24歳以下、「高齢者」とは65歳以上をいう。

2 「飲酒運転」とは原付以上が第1当事者となった事故で、その運転者が飲酒していた場合をいう。

3 ()内は前年比



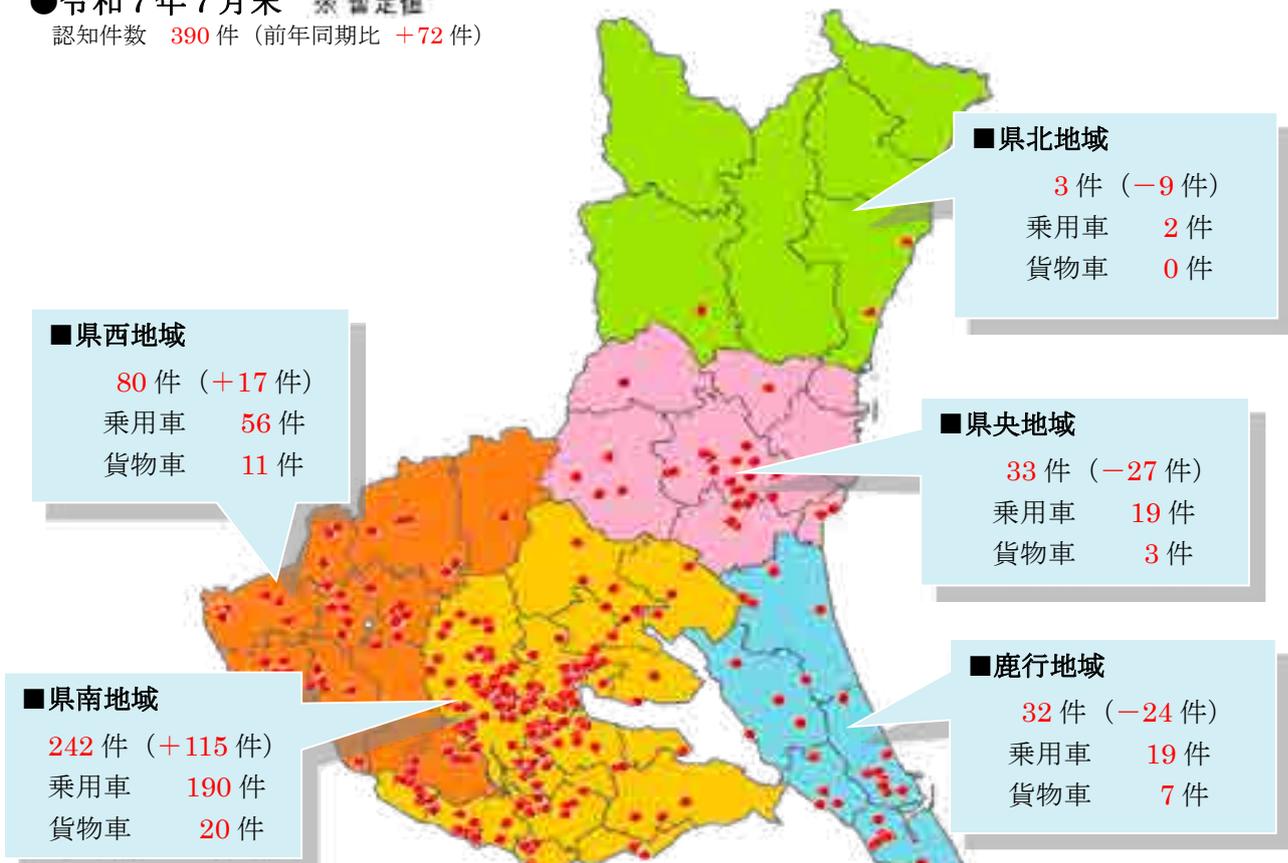
茨城県警察本部生活安全総務課

いばらき防犯ファイル R7 No.39

自動車盗地域別認知状況

●令和7年7月末 ※暫定値
認知件数 390件 (前年同期比 +72件)

【※地域は、警察署の位置を基準】



【多発市町村】

地域	市町村	認知件数	乗用車	貨物車
県南	つくば市	102件	79件	3件
県南	土浦市	51件	47件	1件
県央	水戸市	23件	14件	1件
県南	牛久市	17件	15件	0件
県西	常総市	16件	13件	0件
県南	龍ヶ崎市	12件	10件	2件



自動車盗難事件が多発しています！

万全な防犯対策で被害を未然に防ぎましょう！



令和7年度第5回

「初任運転者に対する特別な指導講習会」を開催

8月6日(水)・7日(木)の2日間、茨城県トラック総合会館研修室において、貨物自動車運送事業安全規則第10条第2項の規定に基づく「事業用自動車の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者(初任運転者)」を対象とする初任運転者講習会を開催しました。令和7年度第5回目の今回は、20事業所から25名が参加しました。

茨城県貨物自動車運送適正化事業実施機関の指導員4名により、「運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき、実車を用いた指導を除く12時間について、一般的な指導及び監督の実施マニュアル、事業用トラックドライバー研修テキストの他、DVD教材を用いて関係法令、飲酒運転事故事例、SAS検査の重要性、さらには「危険の予測及び回避」における実際のドライブレコーダー映像を用いた教材を活用しながら講習会を実施しました。両日とも講習内容の把握を目的とする理解度テストを実施しながら、受講者全員で講習内容の理解を深めました。

受講者の方々は熱心に聴講され、指導講習会について「初任運転者として必要とする基本的な知識や実例を用いた動画等による説明が多く分かりやすかった。本講習会で学んだ知識を参考にしながら今後の事故防止に努めます」等の意見が聞かれ、安全運転・事故防止についての意識を高めることができました。



初任運転者教育の開催について

(一社)茨城県トラック協会では「初任運転者特別講習」を「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示」(国土交通省告示第1366号)に基づき初任運転者に対する座学の15時間以上の教育について、実車を用いて指導する項目を除く教育(12時間)を協会が事業者に代わって開催しますのでご案内します。

記

1 初任教育開催日及び時間

毎月開催

午前9時30分から午後4時30分まで

*座学12時間の教育内容を、2日間で教育を行います。

2 開催場所

茨城県トラック総合会館 (防災・研修センター)

茨城県水戸市見川町 2440-1 TEL029-303-7201 (適正化事業部)

3 初任運転者教育内容

座学12時間：初任教育カリキュラム参照 (別添)

なお、実車を用いた教育(積載方法、日常点検及び車高等のトラックの構造上の特性)については、各事業者において3時間以上実施すること

4 教育対象者

初任運転者(運転手として新たに雇い入れた者で、営業用トラックの経験がない、あるいは経験はあるが3年以上のブランクのある方が対象になります)

5 申込み方法

毎月、開催日の5日前迄を締切りとし、別紙により「初任運転者教育申込書」をFAXまたは、セミナー予約システム

(<https://seminar.ibatokyo.or.jp>)にてお申込み下さい。

(担当者 適正化事業部 郡司(孝)・富永)

初任運転者に対する特別な指導教育カリキュラム

教育項目	教育内容	時間	実施機関	備考
1. 運転の心構え	トラック輸送の社会的重要性、事故の社会的影響、交通事故統計を用いた教育、安全運行の心構え	12時間	茨城県トラック協会	国土交通省発行 一般的な指導及び監督の実施マニュアル及びDVD等を使用
2. 安全確保の遵守すべき基本的事項	トラック運行に係る法令、義務を果たさない場合の影響の把握			
3. 構造上の特性	トラックの特性に合わせた運転、トレーラーの特性に合わせた運転、貨物の特性を理解した運転			
4. 正しい積載方法	偏荷重の危険性、安全輸送のための積付け・固縛の方法、荷崩れ防止のための走行中の留意事項			
5. 過積載の危険性	過積載による事故要因と社会的影響、過積載による罰則、過積載の防止			
6. 危険物運搬上の留意事項	危険物の性状、危険物輸送の基本的事項、タンクローリー運行上の注意事項			
7. 運行経路等の道路及び交通状況	適切な運行経路の選択と経路情報の把握、許可運送における経路選択			
8. 危険予測及び回避	危険予測運転の必要性、危険予測のポイント、危険予知訓練、指差呼称及び安全呼称、緊急時における適切な対応			
9. 運転適性に応じた安全運転	適性診断の必要性、適性診断結果の活用方法			
10. 運転者の生理及び心理的要因	交通事故の生理的・心理的要因、過労運転防止のための留意点、飲酒や薬物影響による危険運転防止のための留意点、ヒューマンエラーを防ぐために			
11. 健康管理の重要性	健康起因の事故と健康管理の必要性、健康管理のポイント			
12. 安全性の向上を図るための援装置を備える運転方法	運転支援装置に係る事故の事例、運転支援装置の性能及び留意点			
小計 12時間				
1. 日常点検業務	日常点検、点検簿等の記載要領	3時間以上	事業者が実施	実車使用
2. 特性に応じた運転方法	車高、車長、車幅に合わせた運転と死角等			
3. 積載方法及び固縛方法	積付け、固縛要領			
小計 3時間				
合計 15時間以上 (法定義務)				

別紙

(一社) 茨城県トラック協会適正化事業部 行き
FAX: 029-303-7202

令和 年 月 日

(一社) 茨城県トラック協会会員専用初任運転者教育申込書

申込月	開催日	実施時間
	令和7年10月 2日(木)・ 3日(金)	9:30~12:00 13:00~16:30
	令和7年11月26日(水)・ 27日(木)	9:30~12:00 13:00~16:30
	令和7年12月 2日(火)・ 3日(水)	9:30~12:00 13:00~16:30

申込月に「○」印を記入して下さい。

- * 開催場所：茨城県トラック総合会館 (防災・研修センター)
- * 教育は2日間になります。 昼食は各自準備をお願いします。
- * 受講者は、事業用トラックドライバー研修テキスト(10冊組)を持参してください。
- * 教育対象者は、運転手として新たに雇い入れた者で営業トラックの経験がない、あるいは経験はあるが3年以上のブランクのある方が対象です。
- * 茨城県トラック協会会員様のみ受講できます。

会社名			営業所名		
申込事業所住所	〒				
電話・FAX番号	TEL	FAX	担当者名		
受講者氏名	フリガナ		生年月日	性別	男性・女性
			年	月	日
採用年月日	令和	年	月	日	
受講者の運転 経験に○印	1 事業用自動車(トラック)の運転経験がない者 2 事業用自動車(トラック)の運転から3年以上離れていた者				
運転免許の種類	普通・5トン限定準中型・準中型・8トン限定中型・中型・大型・けん引・()				
所属支部	県北・日立・水郡線・常陸那珂・水戸・石岡・土浦・県南・水戸線・常総・古河・県西・鹿行				

= 茨城県トラック協会 会員の皆さまへ =



初任運転者教育がeラーニングで受講できます

＜トラックドライバー初任運転者教育のオンライン型学習システムを導入＞

茨城県トラック協会では、従前より参集型の初任運転者特別講習を開催しておりますが、それに加え、「いつでもどこでも」オンラインで学習し、受講資格を取得することができる**eラーニング(会員限定)**を導入しました。会員事業所のパソコン等から、Webでオンライン受講することができますので是非ともご活用下さい。

国土交通省で定めている「初任運転者に対する特別な指導」の法定義務は15時間以上。そのうち12時間分の座学講座を eラーニングで受講できます。※実車を用いた指導(3時間)は各社で実施し、記録を残して下さい。



☆この他、実際にトラックを運転させた安全運転の実技指導(添乗教育等)が20時間以上必要となります。

eラーニングの初任運転者講習はパソコン・スマートフォン・タブレットに対応しており、いつでもどこでもお好きな時間に受講することができます。※Wi-Fi環境での受講を推奨いたします。

スマホ用 QRコード



【その他のメリット】

- ・会員事業者や受講対象者の都合に合わせて申込み、受講が可能。
- ・各講座に理解度チェックリストがあり、効果測定後に適切なフォローが可能。
- ・終了後に指導教育記録簿(修了証)、実車を使用しての指導項目教材一式をメールで送付。

【受講要領】

- ① 受講料金: **無料**(会員限定)
- ② 受講期間: 5日間を1枠とし、この**5日間に受講完了**する。
- ③ 受講対象: 会員事業者の新たに雇い入れた運転者とし、非会員の申込みは受け付けない。
- ④ 受講人数: 1枠につき**1事業所2名まで**(1枠最大5名まで)とする。
- ⑤ 申込期限: 受講開始日の3日前まで。
- ⑥ 申込**確認**: 申込み受付完了後、入力頂いたメールアドレスに予約内容の**確認メールが自動配信されます**。メールアドレスを間違えて入力しますと確認メールが届きませんので、良くご確認の上入力願います。

☆お申込みは上記のQRコード、またはホームページのネット予約ページからバナーをタップ!!



令和7年8月 適正化巡回指導項目別調査結果

区分	重点	評価点	調査事項	指導件数	(否)件数	(否)率(%)	順位	
I. 事業計画等			1.主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	80	1	1.3		
			2.営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	80	10	12.5	(10)	
			3.自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	80	4	5		
			4.乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適切か。	80	1	1.3		
		1	5.乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適切か。	80	0	0		
			6.届出事項に変更はないか(役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)(本社巡回に限る)。	47	1	2.1		
			7.自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	80	0	0		
			8.名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	80	0	0		
II. 帳票類の整備、報告等		1	1.事故記録が適正に記録され、保存されているか。	44	0	0		
			2.自動車事故報告書を提出しているか。	4	0	0		
		1	3.運転者台帳が適切に記入等され、保存されているか。	80	1	1.3		
		1	4.車両台帳が整備され、適切に記入等されているか。	80	2	2.5		
			5.事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)。	47	6	12.8	(9)	
III. 運行管理等		1	1.運行管理規程が定められているか。	80	1	1.3		
		○	2.運行管理者が選任され、届出されているか。	80	0	0		
		1	3.運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	79	12	15.2	(5)	
		1	4.事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	80	0	0		
		○	3	5.過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りを作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適切に管理されているか。	81	21	25.9	(3)
		3	6.過積載による運送を行っていないか。	80	0	0		
		○	3	7.点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	81	12	14.8	(6)
		1	8.乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	81	1	1.2		
		1	9.運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	79	2	2.5		
		1	10.運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	14	2	14.3	(7)	
		○	3	11.乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	80	8	10	
		○	2	12.特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	59	19	32.2	(2)
		○	2	13.特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	59	10	16.9	(4)
IV. 車両管理等		1	1.整備管理規程が定められているか。	80	0	0		
		○	2.整備管理者が選任され、届出されているか。	80	2	2.5		
		1	3.整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	73	9	12.3		
		1	4.日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適切に行っているか。	80	1	1.3		
		○	3	5.定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	80	11	13.8	(8)
V. 労基法等		1	1.就業規則が制定され、届出されているか。	59	3	5.1		
		1	2.36協定が締結され、届出されているか。	78	4	5.1		
		1	3.労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	81	2	2.5		
		○	3	4.所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適切にされているか。	80	29	36.3	(1)
VI. 法定福利			1.労災保険・雇用保険に加入しているか。	78	3	3.8		
			2.健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	78	4	5.1		
VII. 運輸安全管理		2	1.運輸安全管理の実施は適切か。	80	1	1.3		

※「重点」の項目は、巡回時において調査する38項目中○印の9項目です。否がある場合は総合評価が1段階下がる判定となります。

※「評価点」の項目は、太枠の25項目であり、安全性評価事業(Gマーク)の点数で合計40点です。

巡回種別/評価区分	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	23	32	14	5	0	0	74
新規(新規参入)	1	1	0	0	0	0	2
新規(新設営業所)	3	1	0	0	0	0	4
特別(労基通報による乗務時間調査)	0	0	0	0	0	1	1
特別(支局監査後の改善確認)	0	0	0	0	0	0	0
個別(5両未満の霊柩事業者)	0	0	0	0	0	0	0
合計	27	34	14	5	0	1	81
比率	33%	42%	17%	6%	0%	1%	100%

令和7年10月・11月陸災防茨城県支部講習会のご案内

講習内容・申込書は、陸災防のホームページ（茨城県支部）をご覧ください。

＜令和7年10月開催講習会＞

講習名	フォークリフト運転技能講習	講習名	KYT（交通危険予知訓練）講習
講習日	令和7年10月21日（水） 17時～20時00分（3時間）	講習日	10月13日（水）
申込締切	令和7年10月14日（金）	申込締切	令和7年10月14日（金）
受講料（税込）	38,880円（テキスト代別）	受講料（税込）	6,580円
受講料（別注）	38,260円（テキスト代別）	受講料（別注）	6,240円
受講会場	188-0011 茨城県水戸市大宮	受講会場	無し
講習名	はい作業主任者技能講習	<p>～ 茨城県トラック協会会員へお知らせ ～</p> <p>会員は技能講習（フォークリフト、はい作業主任者、小型移動式クレーン）を労働局長登録教習機関において受講した場合、および各教習機関等においてテールゲートリフター特別教育を受講した場合、トラック協会への請求により一定額の助成金が支給されます。詳細は、トラック協会業務部へお尋ね下さい。</p>	
講習日	10月19日（木）～20日（金）		
申込締切	令和7年10月14日（金）		
受講料（税込）	18,280円（テキスト代別）		
受講料（別注）	17,875円（テキスト代別）		
受講会場	188-0011 茨城県水戸市大宮		

＜令和6年11月開催講習会＞

講習名	フォークリフト運転業務従事者安全教育	講習名	小型移動式クレーン運転技能講習
講習日	11月19日（金）	講習日	令和7年11月7日（金）～8日（土） 17時～19時
申込締切	令和7年11月14日（金）	申込締切	令和7年11月14日（金）
受講料（税込）	6,180円（テキスト代別）	受講料（税込）	36,840円（テキスト代別）
受講料（別注）	11,276円（テキスト代別）	受講料（別注）	37,320円（テキスト代別）
受講会場	21-211 茨城県水戸市大宮	受講会場	188-0011
講習名	はい作業主任者技能講習	<p>～ 講習会に参加する方へお願い ～</p> <p>受講者の確認のため、運転免許証の掲示をお願いします。また、発熱等の症状がみられる場合、受講を見合わせて下さい。</p> <p>陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部 TEL:029(303)7203 FAX:029(303)5070</p>	
講習日	11月27日（木）～28日（金）		
申込締切	令和7年11月14日（金）		
受講料（税込）	18,280円（テキスト代別）		
受講料（別注）	17,875円（テキスト代別）		
受講会場	188-0011 茨城県水戸市大宮		

軽油価格調査集計表(2025年7月)

2025年8月25日現在
(公社)全日本トラック協会

単純集計表

地区:関東/県(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	125.61	111.87	123.09

元売別集計表

地区:関東/県(沖縄除)

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	123.92	112.44	122.07
出光昭和シェル	124.74	113.82	133.50
コスモ	119.70	111.78	115.50
その他	127.44	107.23	123.39

月間購入量別集計表

地区:関東/県(沖縄除)

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30kℓ未満	127.43	111.54	123.91
30～50kℓ未満	119.31	113.18	118.83
50～100kℓ未満	114.41	110.61	
100kℓ以上		112.70	118.35

支払期限別集計表

地区:関東/県(沖縄除)

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	136.47	114.12	125.50
30～60日未満	124.00	111.01	123.87
60日以上	124.68	113.00	118.34

軽油価格推移表

地区:関東/県(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025年 3月	133.25	122.38	131.30
2025年 4月	132.93	122.96	131.07
2025年 5月	129.32	116.54	127.45
2025年 6月	123.44	110.00	119.49
2025年 7月	125.61	111.87	123.09

※消費税抜きの価格となります。

高野モナミのドライバー幸せ道案内

10/1~31

A型

- ★ラッキーアイテム：チケット
- ★ラッキーナンバー：32
- ★ラッキーカラー：シルバー
- ★開運フード：のど飴

車を運転するのに適した服装というものがあります。サンダル、滑りやすい素材やヒールの高い靴は事故につながる可能性が高まります。安定した運転姿勢を保つには、かかとに重心を置きやすいスニーカーなどの靴が最適でしょう。今月のラッキーアクションはTPOを考えて行動すること。あなたの個性や人柄が認められ、成長できる役割が与えられます。適材適所の行動で物事がスムーズに進みます。

B型

- ★ラッキーアイテム：ペンケース
- ★ラッキーナンバー：4
- ★ラッキーカラー：サーモンピンク
- ★開運フード：巻き寿司

初めて行く場所は出発前に目的地までのルートをチェックしましょう。道順が頭に入っていれば、進行方向への車線変更が余裕を持ってできるため、安心です。学校や幼稚園、住宅街など、運転に注意が必要な場所ももって発見できます。備えあれば憂いなし。事前の準備で物事がうまくいきます。また、ケアレスミスがあってもうまくカバーできます。心にゆとりも生まれ、おおらかになれますよ。

血液型別

O型

- ★ラッキーアイテム：ガイドブック
- ★ラッキーナンバー：67
- ★ラッキーカラー：ミントグリーン
- ★開運フード：飲茶

悩み事や思い詰めていることがあると、注意力が散漫になってしまいます。例えば、信号待ちでボーと考えこんでしまい、青になっても発進せず後方からクラクションを鳴らされることなどが無いよう気を引き締めないと危険です。少しでも気がかりなことがあれば、信頼できる人に相談しましょう！とくに年長者のアドバイスが的を得ています。悩みも早期解決すればクリアかつ爽快に物事が進むでしょう。

AB型

- ★ラッキーアイテム：エコバッグ
- ★ラッキーナンバー：1
- ★ラッキーカラー：レッド
- ★開運フード：ピザ

今月の運気は好調に進んでいます。ただ、緊張するとケアレスミスを起こしやすいので注意を！ゆとりが運気を上げる秘訣です。運転する場所も自分が慣れている道や土地勘が働く、よく知る場所をできるだけ選びましょう。知っている場所なら、心に余裕をもってドライブできますよね。目の前のことに集中するマインドフルネスや、気持ちをコントロールする方法を身につければ、運気向上に役立ちます。

モナミの 今月のことば 10月

10月は「寒露」が訪れます。「寒露」は、これから寒さに向かい、露が凍る直前の様子を表しているといわれています。この時期に新米を食べると、1年間を健康で稲穂のように実りある日々を過ごせるとか。今年はお米について色々話題になりましたが、お米は1粒1粒が大切な日本のソルフード。感謝の気持ちをもって味わいたいものです。

高野モナミ《プロフィール》

電話占い会社「東京エムシー」経営・開運アドバイザー。
「東京エムシー」では、仕事・金運・恋愛などのお悩みを
初回20分/1760円(税込)でお電話でご相談頂けます。
フリーダイヤル 0120-963-416 <https://tokyo-mc.com>

